

いうものをやつしていく法体系になつてございま

す。その後、この法律の成果、効果という点で申し上げますと、制定後三十数年間たつておるわけでございますが、法律上、指定業種として百八十七業種が指定をされておりまして、その中でも特に構造改善を進める必要性が高いものとして指定をされます特定業種につきましては、七十七業種が指定をされ、当該構造改善計画に参加している中小企業の数は、例えば平成十年度におきましては約三十八万社という多数に及んでおるわけでございます。したがいまして、先ほど申し上げた中小企業の近代化の促進という観点からは、一定の役割を果たしてきたものだという理解をいたしております。

第二の御質問にございました、中小企業をめぐる環境変化、その後どういうことがあったのかという点でございますが、経済のグローバル化が当然進んできております。高度情報化の進展もございます。各般の技術レベルの上昇といった変化も見られまして、中小企業者にとりましては、こういった経営環境の変化に即応していく必要を今感じておられるわけでございます。

そういった意味では、製造業を中心とした生産規模の拡大を目指した、生産設備、ハード面の整備を中心とした近傍法は、一定の役割を果たしましたけれども、現下の中小企業の抱えております、直面しております経営課題については、大きな隔たりが生じてきているというのが我々の認識でござります。

他方、新分野進出等円滑化法でございます。こ

れは先生も御指摘のように、昭和五十年代に事業

転換法という形で制定をされました法律が、そ

れで制定されたわけですが、計画承認実績、実際に

この法律が使われておる件数で申しますと、十年

末現在で二千九百八十九件に上つてござります。

今は海外に事業展開を求める、そういった中小企業者のためには一定の役割を果たしてきたもの、そのように認識させていただいております。

○奥田(建)委員 今のお答えと重複する部分があるかもしれませんけれども、新しい法に、拡大的な法移行するという中で、やはり三十数年たつた法の中には、当然、制度疲労を起こしている部分、あるいは条文としてはあるけれども全く利用されていない、そういった部分があるかと思います。あるいは、中小企業の持っている今日的課題自体が変わってきてているというお話を今ございましたけれども、では、どういった課題が今ございませんか。あるかという点。あるいは、産業自体が、サービス業の分野なんかは新しい業種がたくさんあるかと思いますけれども、今の法によってそういう形の力を蓄えていくという手法もいいとおっしゃるけれども、そこら辺に、アプローチについて柔軟性を持たせるという点が、反省といいますか、問題点もあるかと思います。

これまでの制度を変えるに当たって、今までの制度に対する反省点といったものをお聞かせいただきたい

だければと思ひます。長官の御答弁をお願いしま

す。

○鴨田政府委員 反省点という御指摘でございま

すが、中小企業政策、もう五十年近くやってきて

おりますが、時々刻々の経済環境変化に応じて、

その時点での中小企業者のいろいろな経営上の課

題に即応していくという観点から、絶えず新しい

政策展開をさせていただいております。

先ほども一部申し上げたわけでございますが、

今回対象となつております例えば近代化促進法に

ついて申し上げますと、先ほど申し上げたよう

な、製造業を中心としたスケールメリットを追求す

る、ハード面の生産設備等についての近代化に主

眼が置かれた制度になつておりますし、また、そ

のアプローチといたしましては、全国レベルでの

業種別の底上げというか対応策という手法がとら

れてきているわけでございます。

先生も御承知のように、今日的な経営課題とい

う点も我々は改善点として考えたわけでございま

す。

こういった両法の経緯、成果あるいは制約とい

うものを前提に、今回、両法を発展的に統合させ

ていただきまして、中小企業経営革新支援法とい

う形で、中小企業の経営革新を支援する総合的な

法体系をつくらせていただきこうということでござ

ります。

○奥田(建)委員 昨年、創造法の方もできま

す。創業支援といった形の法もできましたことな

どですけれども、新しい分野としてS O H O 、設

備投資を奨励するという観点からは違ったものか

もかもしれませんけれども、小さなリスクで自分たち

でできるといったものが脚光を浴びております。

また、助成策につきましても、従来のハードの

整備を中心としたものに対しまして、今日的な課

題でございます研究開発、技術力の向上に必要な

わけですが、あるいは人材の養成、あるいは需要

軟性を持たせるという点が、反省といいますか、

改善点の一つとして考えております。

また、助成策につきましても、従来のハードの

整備を中心としたものに対しまして、今日的な課

題でございます研究開発、技術力の向上に必要な

わけですが、あるいは人材の養成、あるいは需要

軟性を持たせるという点が、反省といいますか、

いろいろな取引業者間でトラブルといったものが当然起きてきます。今は多分、事業をやつていてる方は、いろいろな業種で、倒産とか生産といった他の社のトラブルに巻き込まれていない企業はないと言つていいくらい大きな問題があるかと思います。そういったトラブルといいますか、生産を速やかに行うための方策、創業以外にも、継承あるいは廃業といった部分に何らかの施策はあると思います。

こちらの方は、税やそういうものが絡みますと、ちょっと私の方でも勉強不足ですでの質問等はいたしませんけれども、やはり指導省庁としてもそういうた御認識を持っていただきたいとお願いする次第でござります。

中小企業全体、大きな考え方としてですけれども、大臣に質問いたします。

こういった中小企業対策あるいは産業対策というものは、大きく分ければ、振興策、新しい分野、新しい創業に対しての政策といったものと、落ち込んでいる部分での保護政策、突然基盤を失うといったことのないようにといった保護政策があるかと思います。信用保証枠拡大などは一つの保護政策の中で大変成功している例かと思いますけれども、振興策と保護政策、通産省の言葉で底上げ策とおっしゃるそうですけれども、そういう考え方について大まかに、これからはどういつた方向に行くのだろうかといったことをお答えいただきたい。

私としては、やはり政府全体が、言葉は悪いかもしれませんけれども、財政の逼迫した状況でもございまして、また、産業保護政策というものがある意味では競争力を減退させたという大きな流れもあります。そういった中で、保護政策を否定したりはしませんけれども、特定の保護政策といふのは、时限を切つてみたり、短期的に集中的に行うという考え方があつてもいいのじやないかなと思いますけれども、大臣の方はどういったお考えでしようか。

○与謝野國務大臣　日本の経済社会が、ここ五年から十年、市場原理を尊重しようという気持ちが出てきましたことと、また、企業の自己責任ということをより重視しよう、そういうことになつてきました、そういう考え方へ移行しようとしているわけでございます。したがいまして、中小企業政策についても同様の考え方を求められているのではないかと私ども考えております。

現在、中小企業施策の体系のあり方として、多様で活力ある独立した中小企業の育成、発展を図るという観点から、まずは、中小企業の資金、技術、情報の円滑化を図る競争条件の整備。第二には、創業などを行おうとする意欲のある中小企業者の自助努力というものがござります、そういう自助努力をどう支援していくのかということをございます。第三点は、セーフティーネットの整備でございます。この三点を推進することについでございまして、私どもとしては検討しているところでございます。

この中で、振興策については、中小企業が多様な経営課題に対応し、経営革新、革新的技術の利用等の新たな活動を行ううえ自助努力を尊重しまして、それを支援する方向で行ってまいりたいと考えております。他方、中小企業は経営基盤が脆弱でございますから、急激な環境変化によつて経営が困難となる場合があるため、緊急避難としての対策は必要でございまして、例えば、今般の貸し渉り対策のような対策を必要に応じて講ずるといふことが必要だ、そのように考えております。

○奥田(建)委員　質問の内容が少し細かい方向になりますけれども、今回の支援法の制定とともに、国会の場自体が法あるいは予算を中心審議するといったこともありますて、では、それ以外のサービスの分野といいますか、中小企業庁自身が、中小企業に対し、利用者に対して、お金以外の面でのどういったサービスが提供できるのか。

企業自身が、日々業務改善あるいは業務革新などといったものを経営努力としてやつておるわけですが

が厚いことが意義があるわけじやなくて、二ページ、三ページの、さつと役員の方が目を通せるような書類にいかにするかといったプレゼンテーションの能力なんかを一生懸命磨いたりといたことも、企業の中では、お金には結びつかないけれども、一つの業務効率といった面で一生懸命努力している範囲でござります。

今、中小企業庁の方からも、いろいろな融資の制度の御案内なんかが、各地方の協力団体といいますか、そういったところを通して企業に伝わるわけでございますけれども、どうしても個別ごとの助成策の御案内といった形になつたりいたしま

す。

中小企業庁だけでも多くの施策があり、あるいは通産省の中でもいろいろな施策があります。あるいは、企業を相手にしたものでも、例えば食品関係になれば、農林水産の方からも同じような企業支援というものがあるかと思います。あるいは医療福祉分野になれば厚生省だといった、どちらかというと縦割りの弊害といったものがマスクなどにも報じられますけれども、利用する企業の方の視点からすると、どうしてもやはり、そういう情報というものはできるだけまとめて、自分たちで自分たちの業務に対する、あるいは企業の特質に対する一番適した支援といったものを受けられるのが理想かと思います。

そういった書類上での支援策の御案内、あるいは窓口。窓口にしましても、融資の申請一つするにしましても、都道府県の窓口へ行き、一度申請書類等の方法についての説明を受ける。そこで一応応心にして、また東京の方に来て、東京の窓口へもう一回同じような作業をする。また、その書類も私どもから見れば膨大と言わざるを得ない量となるかと思います。

そういうた、お金の面とは違う、サービスと言

くぐりと申しますか、利用する側からの視点での施策というものができないか。できれば、中小企業庁というだけの枠にとらわれないで、通産省を通して政府自体に提案してそういったものができるないかと思うのですけれども、まずは第一歩目といえれば自分たちの中 小企業庁の中だけでもそういったことができないか。

あるいは今もしかしたらそういうサービスがあるのかもしれませんので、中小企業庁長官の方に、そいつたサービスについての利用者側から見た視点での施策というものができないか、お尋ねしたいと思います。

○鶴田政府委員 ただいま先生御指摘の点は、中小企業施策は、数え方によつては何千もあるというほどに多岐多様をきわめておるわけです。が、それぞれの制度自身は、その時点その時点、あるいはその制度の持つた意味からして、中小企業者の方にぜひとも御活用をいただいて、その存在を意義あらしめる必要があると考えております。

御指摘の点では、一つにはその施策の情報の広報、P.R.という点もござりますし、二つ目には、中小企業の方がそれを使うに当たつてソフトの面でのどういった支援をしているのかという点もございますし、また、施策メニューそのものをできるだけわかりやすく簡素化、大ぐくり化するという点の御指摘もあつたよう思います。あと、手続面、申請書類の簡素化という点もござります。

我々、やることから一步二歩やっていこうということいろいろ手当てをしてございますが、一つは、情報提供の関係で申し上げますと、中小企業関係団体、政府関係金融機関あるいは地方自治体の商工担当部局等々を通じまして、新しい施策あるいは既存施策の全体像については広報をさせていただいております。

ただ、この広報自身の手法が時代に合つたもの

かどうかという点については日々反省をいたしており、いるところでございまして、一例で申し上げますと、一つにはもうパソコンが大分普及ってきております。したがいまして、中小企業施策につきましても近年ホームページを開きまして、新しい施策あるいは既存の各種の施策、例えば金融関係、組織化関係、指導関係、そういうしたものにつきましても、そういったパソコンになじんでおられる方については非常にわかりやすくアクセスができるように対応をしてございます。

それから、実際のソフトの面でのいろいろな支援といいますか、かゆいところに手の届くような指導等につきましては、例えばいろいろな分野などに違うんですが、小売商業の関係ですと、各直営店にリテール・サポート・センター的なものを置いていただくとか、情報化促進センターを置いていただくとか、各自治体の中にもいろいろなそういう制度をつくっていただいております。また、中小企業事業団といったしましては、先生御高承のように、各種の研修制度を中心企業者向けに整備をす

○与謝野國務大臣　先生おっしゃるように、多過ぎてわかりづらいということでもございまして、またここ数年間は行政改革ということで、政府としては、いろいろな特殊法人等の統合とかそういうことを努力してまいりました。中小企業政策につきましては、きめ細かい支援策を環境変化に応じてやっていく必要がござります。その際、制度の統合、細分化した支援メ

大臣の答弁にも今まで何度か出でておりますが、中小企業といふものの位置づけというのが、昭和三十八年の基本法制定時とで、現下における役割あるいは位置づけの明確化というのが必要ではなかろうかということで、今、昨年の七月からいろいろ各種の勉強を進めているところでございます。

私どもの当座の理解いたしましては、二十一世紀に向けまして、将来の発展基盤の整備のためには経済構造改革を進めておるわけでござります。

また、近年、一〇〇〇年問題というのが大変重要な問題になつてきておりますが、これにつきましても、中小企業事業団を中心に広報、PRをしております。局、中小企業庁本庁でもいろいろな相談窓口をつくらせていただいておりますが、非常に卑近な例で申し上げますと、例えばフリーダイヤル化をして、中小企業の方がいろいろな問い合わせをする場合、全国各地から事業団に電話一本、これはただでかけていろいろ情報がとれるとか、そういうたきめ細やかな改善策もとつてきております。

いたしております。全国九ヶ所で開催をいたしますので、こういった中で細やかな対応を図つていけたらと考えております。いずれにしましても、御指摘の点につきましては、大変重要でかつ継続的に改善をしていかなければなりません。きやならぬ、そういう分野であると認識をおかれています。

ニユーワークの大ぐくり化、手続の簡素化等を図りまして、施策を利用する方々にわかりやすいよう支 援策にする。あつちの窓口こつちの窓口といふとでは多分中小企業としては大変使い勝手が悪いんだろうということは、私どもわかっているつもりでございます。

今般の中小企業経営革新支援法案につきましても、中小企業近代化促進法と中小企業新分野進出等円滑化法を統合しまして、中小企業の経営革新を総合的に支援する支援法としたわけでござります。また、現在、中小企業を取り巻く経済環境変

が、中小企業におきましても、経済のダイナミズムの源泉であるという位置づけ、または雇用の維持拡大の担い手としての位置づけ、そのウエートが非常に重要性が高まってきているという基本的な認識がございます。

施策そのものについての簡素化・大ぐくり化でございますが、今回の経営革新支援法の制定に前後いたしまして、中小企業事業団のやっています高度化事業につきまして、これはもう大変なメニューがあるわけですが、そのメニューによつて、実際の融資比率が六五であつたり八〇%であつたり、金利が一・七であつたり、今回一・一まで下りますが、あるいは無利子であつたり、そういうたメニューをできるだけわかりやすく、大大くくり化をもう既に実施をしております。これは一例、高度化で申し上げましたが、その他の例えは小規模事業指導費補助金、これは商工会や商工会議所の事業費等々についての補助金であります、これにつきましてもメニューを大幅に削減化をいたしまして、大大くくり化をしております。今までやつてきたことに加えまして、今後ともその点については鋭意前進をさせていただきたいと思っております。

いろいろな商業あるいは工業といった団体造成などにおいて、やはり実施機関が幾つかある。中小企業事業団があり、あるいは各省庁から共同施設団といいますか、そういった形での地域振興整備団あるいは環境事業団、農政の方にもそういう団体はあるかと思います。そういう団体も、地域振興ということでいえばやはり、町に住んでいた人たちや企業の側から見れば同じような施策として見えるわけでございます。

各省庁の目的というものはありますけれども、またあるいは閑僚としての言葉では答弁できませんけれども、そういう大きめのことかもしれませんけれども、金額を投じるプロジェクトなんかに関しても、やはり政府としてはそういうたぐり方が可能なのではないか。あるいは、そういうことを将来的にはしていくことが、政府の、小さな政府というか業務の重複化を避ける方向ではないかと思うのですけれども、大臣としても私の見解

化を踏まえた中小企業政策全般の見直しを行って、いるところでございますが、この中においても、利用者による施策の評価も踏まえつつ、わかりやすい施策づくりを進めていきたい、そのように考えております。

○奥田(建設委員) 昨日の本会議の方でも、中小企業関連の法の根本 자체が老朽化しているんじやないかという御質問が中野先生の方からございましたけれども、私の方からも、こうやって中小企業対策の中心に据えられる法が新しくなるといった中で、大もとであります基本法に対して根本から見直す動きというものは現在どのような状況にあるのかといつたことを、少し中小企業庁の長官の方にお尋ねしたいと思います。

○鴨田(政府委員) 中小企業基本法を中心としまして、現在各種の見直しといいますか議論を進めさせていただいているところでございます。

革新をする取り組み、そういうたものに支援を行っていくことが必要ではなかろうかということ、先ほども申し上げました、多様で活力ある独立した中小企業の育成、発展を図る、そういうた施策体系が必要であるうという考え方になつております。

こういつた観点で、今後議論を深めてまいりまして、いずれある程度の成果が得られた段階で、中小企業政策審議会等のしかるべき場でさらなる議論を進めていきたい、そういうスケジュールで考えております。

○奥田(建)委員 今、常にそういった見直しといふか検討というものはされておるというお答えでございました。また、そのうちに審議会という御答弁がありましたけれども、審議会に上がる前の大たき台の段階だということであれば、近々にそういうた議案が上がってくるというタイムスケジュール的なものでは現在のところはないとい

うことでしようか。中小企業庁長官にお願いします。

○鴨田政府委員 先ほど申し上げましたように、私の私的研究会とすることで勉強を進めさせていただいているります。ただ、先生御承知のように、中小企業施策体系というのは大変広範にわたりております。何十年の歴史を経たそういう施策体系になっておりますので、これは相当な勉強が必要であろうということで、昨年の夏から鋭意検討を進めてきているところでございます。

この中身につきまして、でき得れば成案をこの春のうちに得て、その後審議会等で御議論をいただいて、それでコンセンサスがつくり上げられれば、二十一世紀というものを踏まえた段階、省庁再編成といふことも節目の一つとしてござります。できるだけそういう段階でまとめ上げられればなとう希望なり期待は持っておりますが、今後の作業スケジュールについては、まだ確たるものは確立しておりません。

○奥田(建)委員 ちょっと御確認の意味での質問になりますけれども、大臣の方も今の中小企業庁長官の御答弁でよろしいでしょうか。すぐに大臣の方へ上げるといったことは、ことしとかそういうことではないですか。

○与謝野国務大臣 中小企業庁長官の答弁のとおりで結構でございます。

○奥田(建)委員 続きまして、経営革新支援法の中身自身の問題についてです。

この中には、今までと違った部分として、経営革新を支援するといったこと、あるいは経営基盤の強化を支援するといった項目が大きな項目として入っております。しかしながら、これから省令で定めていく指針あるいは業種の指定といったものが、この法が通ったとすれば当然次の業務としてあるのでございましょうけれども、一体どういったことを経営革新として見るのか。あるいは、経営基盤の強化、業種指定を行うと書いてはありますけれども、そういったものは政令指定だ、省令指定だということで、法ができる前から

心配する必要はないのかもしそれませんけれども、す。

実際にだれに對して適用されるのかといったことはまだ空白のままでございます。

こういったことで、例えば経営基盤の強化計画の業種指定というものはどういった業種が今協議の中で検討されているのか、あるいは経営革新といつたものがどういった考え方のものに定義されるのかといったことを、途中段階でも検討段階のことでお話ししただけだと思います。長官があるいは政府委員の方に御答弁を求めます。

○鴨田政府委員 中小企業経営革新支援法の体系でございますが、この法案が国会で御審議をいただいて成立をさせていただきますと、経営革新の基本指針といふのを通産大臣が定めることになります。

今先生御質問の、経営革新は何を基準にするのか、あるいは経営基盤強化計画等々につきましても今後こういった指針の中身を詰めていく段階で明らかになっていくわけですが、当然のことながら現時点では我々として考えておりますのは、まず第一に経営革新の基準でございますが、法律にも書いてございますけれども、新商品の開発や生産、商品の新たな生産の方式の導入等々の新たな事業活動であります。経営の相当程度の向上が見込まれるものを見込んで定義をして支援対象にしようと考えております。

この段階で幾つか議論が呼ばれると思いますのは、例えば中小企業者にとって本当に本邦初演のような新商品、新技術でなければこの経営革新計画というのはつくれないのかといったいろいろな議論も既にございます。こういった事業の新規性につきましては、できるだけ幅の広い中小企業者の経営革新努力というのを扶いたい、対象にしたいところです。既に他社において導入されている技術につきましても、同業他社に相当普及されてゐる、もう当たり前の技術というもの以外であれば、この経営革新の個別企業あるいはグループごとの今後の努力なりその目標の設定によっては対象にできるようにしておこうというようなことも考えています。

ております。

いずれにしましても、この新規性の基準等については、今後きちっとこの基本方針の中で定める形にしたいと思つております。

もう一方の、経営基盤強化計画でございます。

これは政令で業種指定をいたしますが、とりあえず今の段階で我々として申し上げられますのは、特定業種の要件といたしましては、当然のことながら中小企業性の高い業種であること、これが第一点でございます。第二点としては、競争条件あるいは貿易構造、あるいは原材料の供給取得でございますが、この法案が国会で御審議をいただいて成立をさせていただきますと、経営革新の第一点でございます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○古賀委員長 大島章宏君。

お願いする次第でございます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○古賀委員長 大島章宏君。

お願いする次第でございます。

ただ、そういう製品が未来性のあるものあるいは市場のニーズのあるものだといった審査をするということは、地方においてもあるいは中央においても、現状といったものを知つておらなければ正しく審査のしようがないといったことで、産業全般についての大変広範な知識を必要とする業務かとも思います。そういう点で、ぜひともそぞうした法が正しく適用されますように、中小企業庁のまた審査業務においても努力を願いたいとお願いする次第でございます。

いたしまして、この新規性の基準等については、今後きちっとこの基本方針の中で定める形にしたいと思つております。

もう一方の、経営基盤強化計画でございます。

これは政令で業種指定をいたしますが、とりあえず今の段階で我々として申し上げられますのは、特定業種の要件といたしましては、当然のことながら中小企業性の高い業種であること、これが第一点でございます。第二点としては、競争条件あるいは貿易構造、あるいは原材料の供給取得でございますが、この法案が国会で御審議をいただいて成立をさせていただきますと、経営革新の第一点でございます。

ういふた業種について業種指定をしたいと思っておりますし、以上の三點に合致する業種であれば、幅広く業種指定を行うという方向で考えてございます。

この点につきましては、法律上も中小企業政策審議会の意見を聞いて政令指定をするということになつておりますので、その審議会の場等で、個別の業種の事情というのは十分に踏まえて指定についての議論がされるということを期待しております。

○奥田(建)委員 もうそろそろ時間ですので、一言言つて終わりとさせていただきたいと思いま

す。

○古賀委員長 大島章宏君。

お願いする次第でございます。

○古賀委員長 大島章宏君。

ただ、そういう製品が未来性のあるものあるいは市場のニーズのあるものだといった審査をするということは、地方においてもあるいは中央においても、現状といったものを知つておらなければ正しく審査のしようがないといったことで、産業全般についての大変広範な知識を必要とする業務かとも思います。そういう点で、ぜひともそぞうした法が正しく適用されますように、中小企業庁のまた審査業務においても努力を願いたいとお願いする次第でございます。

いたしまして、この新規性の基準等については、今後きちっとこの基本方針の中で定める形にしたいと思つております。

もう一方の、経営基盤強化計画でございます。

これは政令で業種指定をいたしますが、とりあえず今の段階で我々として申し上げられますのは、特定業種の要件といたしましては、当然のことながら中小企業性の高い業種であること、これが第一点でございます。

もうそろそろ時間ですので、一言言つて終わりとさせていただきたいと思いま

す。

○古賀委員長 大島章宏君。

お願いする次第でございます。

御存じのとおりであります。

昨年、商工委員会におきまして、中小企業金融安定化特別保証制度というものを創設いたしました。この二十兆円の保証枠というのが大変効果を上げているときよの朝のNHKの報道にも出ておりましたけれども、中小企業の経営者の中で、いわゆる貸し渋りですとか、資金繰りが非常に、融資してほしいだけでもなかなか貸してもらえないというような、そういう件数が非常に減つてきましたという報道もございました。

現に、政府系金融機関における相談状況という資料を見せていただきますと、平成十年の一月には、相談件数が二千六百二十二件、前年比で一七三%という状況で、去年の十月、十一月までは二千件を突破しておりました、それが十二月になりましてから千九百五十五件、前年比六七%、そして一月には千四百六十件ということで、前年比で五〇%ぐらいまで減ってきているというのが実態でありますので、この中小企業金融安定化特別保証制度というのが大変功を奏していると私自身も思っています。しかし、まだまだ不十分な状況も続いているので、中小企業総合事業団に対する期待というものも大変多いものと考えております。

そこで、この中小企業総合事業団法案に対する背景といいますものを改めてお伺いしたいのです。大臣の当初の事業団法の趣旨説明の内容をお伺いしますと、「本案は、特殊法人等の整理合理化を推進し、あわせて中小企業施策の総合的かつ効率的な実施を図るために、中小企業信用保険公庫及び中小企業事業団を解散して中小企業総合事業団(以下「事業団」という)を設立するとともに、織維産業構造改善事業協会を解散して必要な業務を事業団に移管しようとするものであり、その主な内容は次のとおり」というような形で述べておられます。

中小企業の今あえいでいる中で、一方では行政改革も進めていかなければならぬという状況が重なっているわけですが、改めて通産大臣から、この中小企業総合事業団法の提案について

で、背景をお伺いしたいと思います。

○与謝野国務大臣 この法案は、新事業団に融資、信用保険、指導、研修、共済等の事業を一括的に行わせることによりまして、特殊法人等の整理合理化を推進し、あわせて、これまで各法人が持っていた知見の相互活用を図ることによりまして、中小企業施策の総合的かつ効率的な実施を図る、これが背景でございます。また、目的でございます。

また、今回の統合を機に、高度化融資事業の抜本的な見直しを行うとともに、中小企業、また中小ベンチャー企業による新事業開拓の支援を強化してまいりたい、そのように考えております。

○大畠委員 そういう背景だと思います。

次に、統合に当たって業務と事務の改革が十分行われるのか。先ほど、私どもの特殊法人の改革に関する基本的な考え方を、政調の方からの方針が出されておりますが、統合するというのでありますけれどもそれによってどんな業務と事務の改革が行われるか。この件についてお伺いした

○鴨田政府委員 お答えいたします。

統合に当たりまして、業務、事務の改革の内容

いかんということだと思いますが、今回の統合に際しましては、管理部門、特殊法人ですと総務部あるいは調査部、経理部といったものもございますが、そういったものを統合いたす一方、業務部門につきましては、新事業創出関係の業務の需要増大に応じてそういう充実も図りながら、全法人を集めまして二十四部から二十二部へ二部編成に、七月一日発足ということで考えていくわけでありますね。統合することによって、どういう工夫をして効率が上がるよう努力をされてきたのか。この件について改めてお伺いを

待っています。

そこで、この中小企業総合事業団法案に対する

背景といいますものを改めてお伺いしたいのです。

大臣の当初の事業団法の趣旨説明の内容をお伺いしますと、「本案は、特殊法人等の整理合理化を推進し、あわせて中小企業施策の総合的かつ効率的な実施を図るために、中小企業信用保険公庫及び中小企業事業団を解散して中小企業総合事業団(以下「事業団」という)を設立するとともに、織維産業構造改善事業協会を解散して必要な業務を事業団に移管しようとするものであり、その主な内容は次のとおり」というような形で述べておられます。

中小企業の今あえいでいる中で、一方では行政

改革も進めていかなければならぬという状況が重なっているわけですが、改めて通産大臣

から、この中小企業総合事業団法の提案について

開拓の支援強化につきまして、そういった対策を講じておる次第でございます。

○大畠委員 今、御答弁を賜りましたが、單にこの三つの事業団というものを統合するだけではなくて、先ほど奥田議員からも質問がございましたが、中小企業の経営革新支援法というもので裏打ちをしながらやっていくという、まあ言つてみれば両輪のような形だと思いますが、ぜひ、この統合といふものは既存の組織体からすれば大変な痛みが伴うことでもありますので、單に見かけだけ統合したということではなくて、その中で働いている方々にとっても理解されるような、十分納得できるような形で業務と事務の改革が行われるよう、これは要望をしておきたいと思います。

そういう問題についても後ほど改めてお伺いをしたいと思いますが、さらに、統合の効果が上がるようにどんな工夫をしているのか。単に、特殊法人の数を減らせ減らせと言われて、では三つを一つにしましようという形だけではないと思うのですね。統合することによって、どういう工夫をして効率が上がるよう努力をされてきたのか。この件について改めてお伺いを

す。

○鴨田政府委員 お答えいたします。

統合自身は、本法案を成立させていただいた後

に、七月一日発足ということで考えていくわけでありますね。統合することによって最大限のことをやる必要があるだろうということをやる必要がありますが、この件についてもお伺いをして、統合準備に当たりましては、関係法人、この三法人の間で意見交換を既にさせていただくところをいたしましたところをございます。

それから次に、予算面についてはどんな効果があらわれるのか。この三事業団を統合する形によつて、どんな効果があるのか。これも民主党としてはきちんと把握しておくことが必要だらうといつであります。この件についてもお伺い

したいと思います。

○鴨田政府委員 中小企業総合事業団につきましては、信用保険公庫、中小企業事業団を統合いたしましたし、また、織維産業構造改善事業協会から

務分野を持つて、それぞれに役職員の方がこれまで日々と働いてこられているという状況でございます。

ますので、事業団の設立後につきましては、こういった歴史のある両法人、あるいは人を含めまして、その体制の融和というのが大変重要なつてくらべをしながらやつていくという、まあ言つてみれば両輪のような形だと思いますが、ぜひ、この統合といふものは既存の組織体からすれば大変な痛みが伴うことでもありますので、單に見かけだけ統合したということではなくて、その中で働いている方々にとっても理解されるような、十分納得できるような形で業務と事務の改革が行われるよう、これは要望をしておきたいと思います。

したがいまして、今後の方針ではございますが、人事交流、これをぜひ促進させていただくと、そういうことによりまして、業務の総合的かつ効率的な実施を図れるよう、統合の成果が上がるようになります。そういう指導監督は今後とも続けてまいりたいと思います。

○大畠委員 今、人事交流というお話をあります。が、あるいは、組織体制を整備させていただくと、いうことによりまして、業務の総合的かつ効率的な実施を図れるよう、統合の成果が上がるようになります。そういう指導監督は今後とも続けてまいりたいと思います。

○大畠委員 今、人事交流というお話をあります。

たが、今回の三法人というものは公庫と事業団と

協会ということであります。が、言つてみれば、それぞれ分野が違うところが一つの新事業団になるわけです。確かにそういう人事交流等も大変重要なあります。が、七月一日という話が今までありましたけれども、ぜひそれまでの間、四月、五月、六月、三ヶ月あるわけですから、さらに十分な準備態勢を置いていただきますようお願いを申上げたいと思います。

それから次に、予算面についてはどんな効果があらわれるのか。この三事業団を統合する形によつて、どんな効果があるのか。これも民主党としてはきちんと把握しておくことが必要だらうといつであります。この件についてもお伺い

したいと思います。

○鴨田政府委員 中小企業総合事業団につきましては、信用保険公庫、中小企業事業団を統合いたしましたし、また、織維産業構造改善事業協会から

の業務移管をいたしました。

この際、役員につきましては、総数二十一人を十三人まで八人削減するというように、役職員給与が削減されるということも一つございます。

あるいは、織維関係の業務については見直しをしました上で中小企業事業団で引き取るということでござりますので、織維関係の事業費の削減がされる

また、業務の点につきましては、高度化融資事業の事業種類について先ほども御説明申し上げましたが、大ぐくり化とか要件の緩和、改善という根本的な改革もさせていただいておりますし、織維関係業務についての見直しから、あるいは中小企業、中小ベンチャー事業の振興等による新事業について申し上げましたが、それぞれに独自の業

業会議録第五号 平成十一年三月十日

先生も御指摘のように、信用保険公庫は昭和十三年にできた大変古い法人でございますし、中小企業事業団につきましても、そのもとをたどりますと、中小企業振興事業団というのは昭和四十一年にできた組織でございます。例として二法人について申し上げましたが、それぞれに独自の業

見込みがござります。特に役員給与の点で具体的に申し上げますと、三法人で役員数を八名削減することによりまして、約一億三千万円の削減を見込んでおります。

さらに、経費削減に加えまして、内部組織の合理化を図ることにいたしております。これまで二機関が保有をしております知識とか情報の総合活用によりまして、中小企業施策の総合的かつ効率的な推進に努めてまいりたいと考えております。

○大島委員 役員の方を二十一人から十三人に減らすということをございますが、そういうことも一つであります。今、日本の国の財政が非常に逼迫もしておりますので、できるだけむだのないようさら精査しておこうとも一方では国民から求められておりますので、そういう観點からの準備態勢も整えるように要望をしたいと思いま

それから、逆の話でありますか。ともすると統合という名前のものに権限が強化されたりといいますか、権限が改めて拡大してしまったり、あるいは、必要な権限は必要な権限として手当てをしなければなりませんが、組織の肥大化を招いたり、従来、バブル時代から始まって、ずっと各省庁の組織がどんどん広がってしまったという経緯もござりますけれども、こういうことはないのだろうかという懸念も一方にございます。この件についてどういう考え方を持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○鶴田政府委員 権限の拡大とか組織の肥大化につながらないようになよといふ御質問だと思いますが、今回の統合に際しましては、先ほど申し上げましたが、組織につきましては二十四部から二十二部ということで、二部削減をさせていただきます。役職員数についても、役員については約六割まで減らして、八人減というのを考えております。予算及び業務につきましても必要な見直しを行いまして、スリム化に努力をいたしているところでございます。したがって、御指摘のような権限の拡大とか組織の肥大化にはとりあえずはつ

ながつていなないと自負をいたしております。

ただ、今後とも中小企業対策、大変重要な性格を持つておりますので、中小企業者に対するサービスの低下を免さないように十分に配意する必要もございますが、同時に、業務や組織につきましては、そういう行政ニーズの拡大にもかかわらず、できるだけ効率的な組織形態にするようになんらかの見直しを図つていただきたい、そういう方針で臨んでまいりたいと思います。

○大島委員 今御答弁もございましたが、この統
みたいと思います。

合に当たつてサービスの低下を来さないようにとのことは、やはり国民の求めていた大きな視点だと思いますので、そういう点に重点を置きながら今後運営をしていただきたいということも申し上げておきたいと思います。

次に、この三つの事業団で働いている方々もおられますので、そういう立場から何点か御質問を

させていただきたいと思うのです。
きょう審議されておりますこの法律案が新聞で
も報道されていますし、そういう意味では、当該

する事業団で働いている方にとっては、これからどうなっちゃうんだろうかと非常に不安感も増しているのではないかと感じしております。いずれにしても、事業団というものの、法律で幾つか、これとこれを一緒にしようとかいう話もあ

企業は人なり、人の心がすさんでしまったのではいい仕事はできないわけであります。そういう意味では、当該する事業団等の中で働く方々とも十分な情報交換というものをしながらいかないと、

器だけが一つになつても、心が一つにならないとかあるいは不安感を持つてゐるということでは、新しい事業団の中でのいい仕事ができないんだと思ふのですね。

そこで、これまでどういう情報交換をしてきたのか、そういうことについて、この法律案をここまで策定するに当たつての過程の中での話、あるいは現状についてお伺いしたいと思います。

○殿岡政府委員 今御指摘の点でござりますけれど

ども、法案作成などの統合準備に当たりまして、

関係法人、三つの法人との間で十分な意見交換を行つてまいりましたし、この過程におきまして、それぞれの法人の中に於いて職員の方々に対しまして情報の共有を図るような情報提供を行つてきているところでござります。

いえますから、職員の方々の不安がないように、引き続き必要な情報提供というものに努めていく所存です。

う措置していきたいというふうに思つております。

は難しいのです。片一方の方では十分やっている
と思っても、受け手側の方では十分じゃないと認識する場合もあるんですね。ですから、これはどちらでやつたらいいかというのではなくか難しい

話でありますか 事業団でありますから 中小企業の
方が直接に話はできないかもしませんけれども、やはりできるだけ事業団の方によく話をしな

がら、こういう形になつてゐるということです。
逆に言ひますと、そこで働いてゐる方々と一緒に
こ新しい事業団をつくつていくくぐらいの気持ちで。

やらないと、新しい事業団というものが生まれた、法律でできただけれども、心はまだばらばら

だつたということになつては困りますから、今後とも、当該する事業団に対しても中小企業庁の方から

ら、そういう意識のすれどか考え方のすれどかあるいは、十分そういう意見交換をしながら進めるようにということを改めて指示してほしいと

思うのですが、その件についても再度答弁を求めたいと思います。

(農林省正規官員) が新しく統合されまして円滑に業務を推進していくためには、それこれまでどんなことをやつてきたのかということを含めまして、情報の共有というのは極めて重要であると考えております。そうした観点から、これまでも、それぞれの機関におきまして設立準備室というのを設けまし

て、情報の交換に努めてきております。そうした

情報について、職員にそれぞれの事情を周知する
ようなこともしてきていると聞いております。
今後とも、新事業団の円滑な業務の遂行とい
うことに極めて重要でございますので、そういう方
向での努力というのを、私どもとしましても指導
してまいりたいというふうに考えております。

ども実行するときに混乱するというような話にならないように、十分気をつけてやっていただきたい

いと思います。

新事業團に移行する。従来の三つの事業團については廃止するといいますか解散するということになりますが、その間どういうステップでどういう形で七月一日を迎えるのかという、そのままどういうふうな見方をなす、あるいはどういうふうな見

されなかつたが見えてない。おもしろいところになるのか伝わってこない。もちろん、法律案が成立していないんだからという理由があるでしょ。

きょうこの商工委員会で質疑をしておるわけでもありますけれども、ここで成立した場合、どういううけれども。

う形で七月一日までの間の行動をしていくのか
そこら辺について、大まかで結構ですか、もし

も今計画等がありましたらお答えいただきたいと思います。

○鹿児島政府委員会 この事業は日本が公有するものと、その後、設立準備委員会というものが開催されまして、設立準備の作業に移ります。これと同様

時に、新事業団法施行に必要な関係省令の制定を
という作業が加わってまいります。この過程において
きまして、先生先ほど御指摘のように、どんなな取扱いを
好んで新事業団が具体化するのかという具体化の作業
に入るわけでございますので、この点につきましては
して、職員の方々にも適切な情報提供に努めてま
るよう、そういうふうに考えて作業を進めるつ
もりでございます。

法律案の成立後速やかに、そういう形で職員の方々とも十分な意見交換をしながら、七月一日からの実行に当たつての計画を煮詰めていくということをお願いしたいと思います。

その次に、ちょっと大臣にお伺いしたいと思いますが、実は、特殊法人の整理合理化方針を政府として決定するという過程の中、与党協議ということあります。また、政府関係金融機関等の整理合理化を行う際しては、いささかも雇用不安を招来することのないよう雇用問題に万全を期すということであります。政府関係金融機関等の整理合理化を行つては、いささかも雇用不安を招くことをお願いしたいと思います。

これは与謝野大臣、今ずっとお話をしてくれたけれども、いずれにしても、ある企業体あるいはある事業団の中で、人数を何人にするかということも重要な点かもしれませんけれども、その人たちがどうなつてしまふのかなというような感じで仕事をするということじゃなくて、三つの事業団が一つになるということに、いかにその人たちが不安を感じることがないような形にしていくかというのが重要だと思うのです。そこで、働く方々、職員の方々の雇用条件についてどういうふうに考へているかということをお伺いしたいと思いますが、とにかく、統合に伴う職員の処遇について、労働条件などを含めて不利益を生ずることのないよう、つまり現在と将来に不安を感じることのないよう十分配慮しながら対応していくことが肝要だと私は考へておりますが、大臣としてのこの面についてのお考へをお伺いしたいと思います。

○与謝野国務大臣 今回の統合に伴いましての職員の処遇面の御質問だと思いますが、当然のこととして、職員の処遇面で不利益が生じることのないよう十分な配慮をしてまいりたいと考えております。また、統合準備を進めるに当たりまして、関係法人との間で十分な意見交換を行いまして、職員の方を含め円滑な情報共有に努めてきております。新事業団法の設立過程において職員の方が

雇用面で不安に思われる事がないよう、引き続き情報提供に努めたい、そのように考えておりま

す。
○大島委員 今大臣からも御答弁いただきましたが、ぜひそういうふうな観点から今後とも対応し

ていただきたいということを申し上げておきたい

と思います。

それからもう一つ大臣にお伺いしますが、先ほど担当局の方からも御答弁がありましたが、今回

の統合で国民あるいは利用者へのサービスの低下があつてはならない。これは、いわゆる事業団とい

うものの性格もあるでしようし、国あるいは行

政体というものがまさに国民に対するサービス機関であるということ、さらには、先ほど冒頭に申

し上げましたが、中小企業の現在の環境というの

が非常に悪い中でございます。そういう中でこの

三つの事業団の統合ということではあります。い

ざさかもサービスの低下があつてはならないと感

ずるところでございます。

この事業運営に当たつて、いわゆるサービスの向上に向けて主体性を持つた、機動的あるいは彈力的あるいはまた効率的な事業展開ができるよう

にさらに取り組みを強化すべきだと思いますが、い

ざさかもサービスの低下があつてはならないと感

ずるところでございます。

○与謝野国務大臣 御指摘のように、現下の中小企業をめぐる厳しい経済環境にかんがみまして、統合に伴いサービスの低下がないよう十分配慮し

つつ、むしろサービスの改善に向けて、主体性を

持つた、そして機動的、弾力的な事業展開がなさ

れるよう指導監督に努めてまいりたいと考えてお

りますし、また、事業展開には予算が必要でござりますから、その予算確保のためにも努力をしてまいりたいと考えております。

○大島委員 今二点大臣にお伺いしましたが、そ

ういう通産省としての基本的な視点に立つて今後も運営に力を入れてまいりたいと考えております。また、倒産防止共済につきましては、取引先が倒産した場合、加入者に対しまして掛金の十倍まで無担保無保証で貸し出しを行うということでもございまして、非常にリスクが高いというような事

情がございます。

その次に、繊維関係、いわゆる繊維産業構造改

善事業協会というものが平成十一年六月末をもつて廃止されるわけですが、中小企業総合事業団法に伴つてこれが中小企業総合事業団に、業務が整理されながら移管されるところでございま

す。

この点について何点かお伺いしたいと思います

が、全般的にそうかもしれませんけれども、事業団の仕事のうち、繊維産業関連だけではないんで

すけれども、民間に移管してもいいものもあるん

じやないかという指摘が党内にござります。そ

ういう観点については今どのようになっておられる

のか、お伺いしたいと思います。

○殿岡政府委員 事業団事業のうち民間に任せて

もよいものがあるのではないかという御指摘でござりますけれども、中小企業事業団、現在大きくなっていますが、高度化融資事業あるいは指導研修事

業、小規模共済事業、それから中小企業倒産防止

分けますと、高度化融資事業につきましては、政策

的支援の必要性の高い中小企業の団地づくりと

いた事業に対し低利あるいは無利子での融資を

行っておりまして、民間ではなかなか実施は難し

いのではないかと考えておりますし、また、指導

研修事業につきましても、中小企業の実情に熟知

した方々によって良質またできるだけ安価での

サービスを提供するということから、民間での事

業にはなどみづらいのではないかと考えております。

また、小規模共済事業でござりますけれども、

これは小規模企業の経営者の退職後の生活安定のための支援ということをございまして、実は運営

事務を国庫補助金によつて行うことによりまして

現在の水準を維持しているというような事情にも

ござります。

また、倒産防止共済につきましては、取引先が倒産した場合、加入者に対しまして掛金の十倍までございまして、非常にリスクが高いというような事

情がございます。

したがいまして、こういった事業につきまして民間によって運営を図るということには非常に難しい事情があるということを、ぜひ御理解いただ

きたいというふうに思つております。

いずれにしましても、新事業団のもので、こう

したなかなか民間で提供できないサービスというのを、この事業団が鋭意事業の推進に当たつてい

くとすることを私どもとしては期待している次第

でございます。

○大島委員 ゼひ、常に事業団独特の、事業団な

らではの仕事を行うという視点から、先ほど大臣

からもお話をありました、従来の枠にとらわれず

に、一つにはサービスを受ける中小企業あるいは

国民のニーズに応じて積極的に事業展開をしてい

ただきたいということと、それからもう一つは、

時代が変わつてきますから、ある面においては、

こういうふうなものは民間に委託してもいいのか

など思うものは整理していく、業務自体をずっと

見直していくという視点も國民からも求められて

いますので、そういうことも含めて今後とも運営

に当たつてはお願いしたいと思ひます。

それからもう一つ、繊維の産地活性化基金構想と

いうものが一部出されておるわけですが、これは

どんな性格なのか、あるいはどのくらいの規模を

考えているのか。そして、今後運営といふものが

どういうふうにされるんだろうかという意見もござりますので、この件について、現在考えられる

範囲をお答えいただきたいと思います。

○近藤(隆)政府委員 お答え申し上げます。

御承知のとおり、繊維の産地は今大変厳しい状

況にございまして、後継者不足という問題もござ

りますけれども、特に最近、長引いた不況で大変

厳しくなつてきております。特に、繊維産地は産

地の中である程度分業体制ができております。

全体としてはうまくいつていたような状況があつ

たわけございますが、これが崩壊しつつあると

いう部分もございます。

他方、このような状況の中で意欲を持って、新

しい製品とか、自分たちでもつともつと市場の方

に近づいて頑張っていこうという産地もございます。こういった意味で、意欲のある産地をさらに活性化していこうということから、都道府県と協力しまして、国がこのような格好でそういった産地を応援しようという趣旨でございます。

具体的には、都道府県の規模によりまして、都道府県の関係の公益法人に都道府県が半分、国が半分という格好で出資をして基金を造成しまして、それを利用しまして、先ほど言いましたような産地の構造改善事業というものを助成したいと思っております。

具体的な事業としましては、単に産地の中ばかりではなくて特に産地間の連携でありますとか、あるいは産地が直接市場と結びつくといった関係、そういうものでありますとか、場合によっては、産地の組合の統廃合というものもあるものでございますから、そういうものに対する応援ということを考えております。

わらせていただきますが、いずれにしても、三事業団を一つの事業団にするという新事業団発足に当たっては、何度も申し上げてまいりましたけれども、職員の方々との情報交換、意見交換、そして将来をこんな形にしていこうということを、十分意見交換をしながらともにつくつしていくという意味で、力強い新事業団が発足しますようにさらに御努力をいただきますよう要望しまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○遠藤(乙)委員 公明・改革の遠藤乙彦でござります。一年ぶりに商工委員会に舞い戻つてまいります。一年ぶりに商工委員会に舞い戻つてまいります。一年ぶりに商工委員会に舞い戻つてまいります。一年ぶりに商工委員会に舞い戻つてまいります。

て、景気の見通し、景気対策の問題につきまして、これは経企庁にお願いをしたいと思います。日本経済は、過去連続二年マイナス成長という大変厳しい事態になつております。また卸売物価等の長期的な低下傾向を見ますと、私個人はこれもうアフレスパイアルの真っただ中という認識を持つております。

まして、小済總理自体、〇・五%目標を言われておりますし、またG7等でも〇・五%をほぼ国際公約として発表されたというふうに受けとめておりまして、政府におかれても大変重大な景気回復に向けての政治責任を負つたもの、覚悟されているものというふうに理解をいたしております。

ただ、〇・五%という数字の根拠ということは必ずしも私は明確ではないと思っておりますし、民間のシンクタンク等は、多くが、大型の予算があつたとしても、なお本年後半は厳しいマイナス成長になるのではないかといった見通しをしているところもござります。その論拠は、現在の景気状況を見ても、消費は相変わらず低迷している。輸出も低迷ないし減退している。唯一公共事業が

の兆しが見られるのではないかとか、あるいは、中小企業の信用保証の拡充によりまして、倒産が非常に昨年末から減っております。また、住宅投資につきましても、ことしになつてからは非常に好調な動きが出てきております。それから、在庫につきましても、前年を下回るような水準にまで低下をしてきている。それから、公共事業は、先生おっしゃいましたように、非常に順調に進んでいるわけでござります。

こういった実態の中で、政府といたしましては、昨年末に緊急経済対策を取りまとめ、三次補正を行つたところでございますし、また、今審議をお願いしております十一年度予算におきましては、公共交通事業につきまして非常に高い大幅な伸び

当然、消費、投資、いずれも将来期待といつてものが一番大きな影響を与えるものでございまして、個人の家計にあっても、雇用の問題あるいは社会保障不安、そういう問題がありますし、また、企業にあっても、そもそも日本経済の将来展望が大変悲観的なものにとらわれてしまつて、ことによつて、非常にこれが、表面的な一時的な数字の動きだけでは感心しないだらうといったことがありまして、抜本的に、中長期の日本経済の展望 자체を楽觀的なものとして定着させないと回復は難しいと思つております。

特に、設備投資の大膽な回復ということがないかといふと、経済は、景気は回復しないんじやないかといふ

は現場では感謝をされ、通産省もよくやつてくれたという評価があるわけでございまして、これは改めて大臣にも申し上げたいと思つております。せひとも、この信用保証枠の拡充を今後ともお願ひしたいと思っております。

ただ、これはどこまでいっても対症療法であつて、時間稼ぎにすぎないと思つております。確かに、今回の措置で大量の中小零細企業の倒産といふ事態は免れましたけれども、景気回復そのものがなければ、これは再び大変な債務累積になるわけがございます。もつと実は厳しい危機がやつてくるだらうということございまして、この信用保証枠の拡大に続いて力強い景気回復のフォローがなければ、結局これもむだに終わってしまうと

御説明をさせていただきます。
今先生おつしやいましたように、日本経済は、設備投資の大幅なマイナスが続くなど、非常に低迷調でございます。景気は低迷状態が長引いて非常に厳しい状況にあるということには変わりはないわけですが、こういった中で、一方で少しづつ明るい兆しも出てきております。

例えば個人消費を見てみると、この一月の家計調査はプラスとなつておりますと、下げるまりまして、

タンクと同じように、十一年度につきましてはもぐらで六・九%のマイナス、実質で五・一%のマイナスと、同じように厳しく認識をして、この見通しはつくっているところでございます。

○遠藤(乙)委員 いろいろ御説明をいただきまして、個々の現象的な動きはいろいろあるんですねけれども、私が一番気にしてるのは、國民が企業の中長期の期待、日本經濟の将来への期待感というものが非常に悲観的になってしまって

石川　経済政策のあり方につきましてはぜひ真剣な検討をお願いしたいと思っております。

これは前提の議論として申し上げたわけでござります。

続いてもう一つ、法案そのものに入る前に、中小企業の融資枠の拡大の問題につきまして、御質問したいと思つております。

昨年十月に大幅な中小企業融資枠、信用保証枠の拡大が行われました。率直に言つて、大変これ

予算によつて大幅に伸びているわけでござります。けれども、ただそれを上回つて設備投資が減少するであろうというのが大きな論拠でございまして、私もその点は同じ認識を持つてゐるわけでございます。

そうしますと、当面は一息つけるとしても、本年後半から、景気が火切れをして再び大きく落ち込む可能性が出てくるという感じがあるわけであります。その場合に中小企業が受けける悪影響等はかり知れないものがあると考えております。

そういう意味で、この〇・五兆を確保するためには、さらなる十一年度中の景気対策が、追加的な対策が必要であると考えるわけでございますけれども、そういう意味で、経済企画庁の見解をまずお伺いしたいと思います。

を確保しておりますし、また、雇用対策あるいは起業支援につきましても、十分な予算を講じておられます。それから、減税につきましては、恒久的な減税を初めといたしまして、国、地方合わせまして、平年度ベースで九兆円を超えるような大きな減税をお願いしているところでございます。

また、昨年秋に決定されました金融システム連法の整備によりまして、我が国経済の実態を害してきた要因も取り除かれつつあるわけですが、いまして、こういった施策の実施によって、公的需要が十分下支えをして民間需要が緩やかに回復していくことと、私ども十一年度〇・五%の成長を見込んでいるところでございます。

なお、設備投資につきましては非常に悪いわけでもございまして、私どもも、これは民間のシ

うふうに私は感じておりますて、せひとともこの点について今後とも注目をしていく必要があるし、さらなる対策が必要であるかと思つております。ただ、この辺は見解の相違でありますので、これ以上踏み込むことはいたしませんけれども、せひととも与謝野大臣以下、さらなる景気拡大に向けてアクセルを思い切り踏んでいただきたいということをお願いしておきたいと思つております。

特に、昨今再び財政再建路線といったことが出てきておりますけれども、中長期というのは当然の話なんですが、今の段階ではやはり、なつかつアクセルを思い切り踏んで景気そのものを軌道に乗せない場合には財政再建もできないということをございまして、アクセルとブレーキを一緒に踏むようなことは決してないよう、その点はぜひお願いをしたいと思っておりまして、そこら辺の

を確保しておりますし、また、雇用対策あるいは起業支援につきまして、十分な予算を講じておるところでございます。それから、減税につきましては、恒久的な減税を初めといたしまして國、地方合わせまして、平年度ベースで九兆円を超えるような大きな減税をお願いしているところでございます。

また、昨年秋に決定されました金融システム整備連法の整備によりまして、我が国経済の実態を踏まえまして、要因を取り除かれてはいるわけではございませんして、こういった施策の実施によって、公的需要が十分下支えをして民間需要が緩やかに回復をしていくということでお、私ども十一年度〇・五%の成長を見込んでいるところでございます。

なお、設備投資につきましては非常に悪いわけでございまして、私どもも、これは民間のシンクタンクと同じように、十一年度につきましてもやや目で六・九%のマイナス、実質で五・二%のマイナスと、同じように戦しく認識をして、この見通しはつくっているところでございます。

○遠藤(乙)委員 いろいろ御説明をいただきまして、個々の現象的な動きはいろいろあるんですけれども、私が一番気になっているのは、国民あるいは企業の中長期の期待、日本経済の将来への期待感というものが非常に悲観的になってしまっている。

当然、消費、投資、いずれも将来期待といつてものが一番大きな影響を与えるものでございまして、個人の家計にあつても、雇用の問題あるいは社会保障不安、そういう問題がありますし、また、企業にあっても、そもそも日本経済の将来展望が大変悲観的なものにとらわれてしまつて、ことによつて、非常にこれが、表面的な一時的な数字の動きだけでは感心しないだらうといったところがありまして、抜本的に、中長期の日本経済の展望 자체を楽観的なものとして定着させないと何復は難しいと思つております。

特に、設備投資の大膽な回復ということがないかといふと、経済は、景気は回復しないんじやないかといふ

うふうに私は感じておりますし、せひととこの点について今後とも注目をしていく必要がある、さらなる対策が必要であるかと思つております。ただ、この辺は見解の相違でありますので、これ以上踏み込むことはいたしませんけれども、せひとと与謝野大臣以下、さらなる景気拡大に向けてアクセルを思い切り踏んでいただきたいということをお願いしておきたいと思つております。

特に、昨再び財政再建路線といったことが出てきておりますけれども、中長期というのは当然の話なんですが、今の段階ではやはり、なおかつアクセルを思い切り踏んで景気そのものを軌道に乗せないことには財政再建もできないということをございまして、アクセルとブレーキと一緒に踏むようなことは決してないよう、その点はぜひお願いをしたいと思っておりまして、そこら辺の経済政策のあり方ににつきましてはぜひ真剣な検討をお願いしたいと思っております。

これは前提の議論として申し上げたわけでござります。

続いてもう一つ、法楽そのものに入る前に、中小企業の融資枠の拡大の問題につきまして、御質問したいと思っております。

昨年十月に大幅な中小企業融資枠、信用保証枠は現場では感謝をされ、通産省もよくやつてくれたという評価があるわけでございまして、これは改めて大臣にも申し上げたいと思っております。ぜひとも、この信用保証枠の拡充を今後ともお願いしたいと思っております。

ただ、これはどこまでいっても対症療法であつて、時間稼ぎにすぎないと思つております。確かに、今回の措置で大量の中小零細企業の倒産という事態は免れましたけれども、景気回復そのものがなければ、これは再び大変な債務累積になるわけがございます。もつと実は厳しい危機がやってくるだろうということございまして、この信用保証枠の拡大に続いて力強い景気回復のフォローがなければ、結局これもむだに終わってしまうと

いう感じがいたしますので、ぜひとも、今後とも、中小企業の信用保証枠の拡充につきましては特段の御努力をお願いしたいと思っております。

また、その関連で、せっかく信用保証枠拡大をしたのに、これに反するような、趣旨に反するような一般の金融機関の行動があった。特に、旧債の振りかえの問題でござります。これはもう大変けしからぬ話でございまして、景気回復のため、中小企業救済のために行つたそういうたたき置きに対して、この効果を減殺するようなことでございまして、許せないと思つております。ぜひも断固たる処置をとつて、今後ともこういった政策にも反するような行為がないように、通産省としても努力をしてもらいたいと思つております。

この点につきまして通産大臣に、どのように認

○与謝野國務大臣 貸し渋り対策で特別枠をつ
くった趣旨については、もちろん先生今御指摘の
ように、中小企業に対しても円滑な資金供給をす
る、こういう観点からとられた政策でございまし
て、これが旧債振りかえという形で金融機関の救
済、体质改善にいわば悪用されるということは、
断じて阻止すべき許しがたい行為であると私ども
は考えております。

旧債振りかえの実態調査については、全国信用保証協会連合会を通じまして、引き続き実態調査を行つております。本年一月には、政府系金融機関、中小企業団体等を通じまして、中小企業に対する調査も実施をいたしました。旧債振りかえについて不満を表明するところもこの調査でございました。これらについては、現在、具体的な内容についてさらなる調査を行つてあるところでございます。

以上のような調査、またその他のいろいろな情報を取りあつたしまして、通産省としては、まず第一には、金融機関のみが旧債振りかえを含む保証案件を信用保証協会に持ち込む場合には、協会が中小企業に対して本人の意思を確認する、これを

指示したわけでございますが、その旨を信用保証

す。

続いて本題に入つてまいりたいと思ひますか、中小企業の経営革新法案等、今、中小企業政策の中

■

具体的には、昨年七月より、中小企業庁では、新たな中小企業政策の方向性について検討を進め

ているところでございまして、今後、その結果を

踏まえまして、中小企業政策審議会で議論を行
い、必要な所要の対応を行つてまいりたいと考え

○遠藤(乙)委員 今、中小企業政策、見直しの最

中であるということでもあります。この決定版とハハはすか、中小企業政策を見直した上で決

定版、「二十一世紀の中小企業ビジョン、政策と
そのものは、いかにもをかして取りまとめられ

る予定なのか、お聞かせいただければと思いま

○橋田政府委員 二十一世紀を見据えた中小企業

政策理念の決定版のスケジュールという御指摘でございますが、今、大臣の方からも御説明申し上

げましたように、現在、昨年の七月から私のところで、中小企業政策というのは大変な歴史と大変

多岐にわたるレンジの広い政策体系でございます。
から、勉強を鋭意進めております。

私の手元といたしましては、この春夏にかけて、ぜひともそいつた勉強の成果というのを取

りまとめたいというスケジューリングで考えてござりますが、その後、中小企業政策審議会での御

さしいですが、その他の「小企業政策審議会」の意見は、議論、これは、いろいろな関係者の方、法律家の方、いわゆる「関係のない」企業の方、そういう方の全部

方から關係の中小企業の方、そして大手も全部
入つていただいて議論することになりますが、そ

れについて確たるスケジュールというものは今、私のものにはございません。

ただ、私の考え方といたしましては、二十一世紀という一つの節目にも当たりますし、政府全体

で中央省庁再編の動きもござりますし、そういう節目に合うような形にはできるだけ間に合わせ

て議論をしていただければなという期待はいたしております。

○遠藤(乙)委員 それでは、中小企業総合事業団につきましてお聞きしたいと思います。

特殊法人の整理を大胆に進めていくというのに行革の基本方針でございます。もちろん、今度統合される信用保険公庫と中小企業事業団の実施している業務が大変重要であることは、私もよく認識をいたしております。しかしながら、一般原則としては、特殊法人というのはサンセント方式で見直していくという当然の前提があると思うわけでございます。そうした意味で、見直しをぜひ進めていく必要があるかと思つております。

そういう意味では、例えば総合事業団につきましても三年後に見直しを行うことが大切だと思いますけれども、この点につきましてどのようにお考えなのか。また、今後の整理合理化の努力は当然ですけれども、一般論ではなくして、具体的な目標設定、特に数値目標として設定していくことが大変重要ではないかと考えておりますけれども、今の一点につきまして御回答をいただければと思います。

○与謝野国務大臣 私も、自分の党の中で、特殊法人の整理統合等々、仕事に携わったことがござりますが、これは、やつてみると大変いろいろな難問にあつかります。したがいまして、私は、将来の問題としては、先生がおっしゃったようなサンセント方式ということで、自然に退場して、また必要であれば登場してくるという、どこかでじめをつけるということを、仕組みとしてやはり考える必要があるというふうに個人的には思つております。先生の御意見には私は賛成でございます。

そこで、新事業団は、統合に先立つて、中小企業の団地づくり等を支援する高度化融資事業のメニューの統合、要件緩和などの抜本的な見直しを行つ一方で、中小企業が新事業を開拓するための助成金や出資の業務を行うこととするなど、中小企業の今日のニーズに対応するために必要な業務の見直しを行つております。

御指摘のとおり、中小企業対策の実施における

新事業団の役割は重要でございまして、中小企業の実情及びニーズに即し、不斷に業務の点検、見直しを行うことが不可欠である、そのように考

えております。

○遠藤(乙)委員 私の具体的な提言は、三年後につきましては、大臣が申し上げたとおりでござります。

二年後という具体的な数字でございますが、三年がいいのか、四年がいいのか、二年がいいのか、なかなか私も即答するわけにまいりませんけれども、ある時期を踏まえながら、それを頭に置きながら見直しをしていくとも一つの考え方であらうと思います。

○遠藤(乙)委員 いずれにしましても、ぜひ定期的な時点を見直しをする。必要なものは当然残すべきでしようけれども、ぜひサンセント方式の精神で特殊法人の改革を進めていただきたいことを強く要望しておきたいと思っております。

そこで、中小企業経営革新法の問題につきまして近促法あるいは新分野進出円滑化法と本法との際立つた違いといいますのは、あらゆる業種にわたりまして、個人、グループ、組合を問わず、あらゆる形態で経営革新に臨むことができる、そういう新たな法体系を整備するものでございます。

したがいまして、できるだけ多くの中小企業の方が新たな経営課題に応じて経営革新に努力をいたげるよう、そいつた体制にしたいと思っておるところでございます。

二点ございますが、第一点といたしましては、まず、従来から組合という制度が、組織化を通じまして、零細中小企業の共同化等いろいろな効果を上げてきております。今回の経営革新法の利用に当たりまして、組合が中小零細企業である組合員の経営向上を図るということも支援の対象になつてございます。我々としては、組合の活躍というのも期待したいと思っております。

特に、予算の数字が一けた二けた少ないんじやないかと時々思つこともあるわけなんですが、このアイデアを生かすためには、裏づけとしての十分な予算額の確保に絶力を挙げて取り組む必要がありますかと思つておりますけれども、ぜひとも大臣のリーダーシップのもとに強力な予算拡充の努力をしていただければと思つております。特にこの予算額の確保という点につきまして、お答えをいただければ思います。

昨日の我が会派の中野議員の代表質問の中で

も、中小零細企業を見落とすことがないようになります。

いうことで質問があり、大臣も、一般論としては、配慮をしていくのか、この点につきましてお聞き

たいと思っております。

○鴨田政府委員 中小企業経営革新支援法の運用につきましては、先生も御承知のように、法律が制定されました後、基本指針というものを通産大臣が定めることになります。その中で、具

体的に、経営革新とは、あるいは、経営の相当程度の向上とはというような基準を定めていくことになると思います。

先ほど来申し上げていますように、従来ございました近促法あるいは新分野進出円滑化法と本法との際立つた違いといいますのは、あらゆる業種にわたりまして、個人、グループ、組合を問わず、あらゆる形態で経営革新に臨むことができる、そ

ういった法体系を整備するものでございます。したがいまして、できるだけ多くの中小企業の方が新たな経営課題に応じて経営革新に努力をいたげるよう、そいつた体制にしたいと思っておるところでございます。

そこで、中小企業政策も転換期を迎えておりましたが、既存の法制を見直して、中小企業の今日的な経営課題に対応するよう中小企業経営革新法

を制定したいという考え方方は、これは評価できます。

ただ、こういった、いわば発展性のある新しい創造、革新性のある中小企業を育てるというのの大変重要な方向であるし、今後の日本経済再生の一一番の中核的なテーマであることは間違いないと思つますけれども、ただ、多くの中小零細企業が殘るわけでございまして、そういった革新性も十分ない、ダイナミズムもないような、多くの中小零細企業をどうするかという問題も残るわけでございます。

ループにとって経営革新に資するものであれば、ある程度、例えば既に開発された技術であつても、ここで言う新技術として認定をするような運営にしたいと思ってございますし、また、経営革新の程度、経営の相当程度の向上というのもこれから基準をつくってまいらぬといかぬわけですが、これにつきまして、事業者の経営状況に応じた一定程度の要件の緩和なり、そのバリエーションというものは認める方向で配慮をしていかたいと思っております。

ただ、零細企業をどうするかという問題も残るわけでございまして、それがどうな

るかと思つております。

ただ、こういった、いわば発展性のある新しい創造、革新性のある中小企業を育てるというのの大変重要な方向であるし、今後の日本経済再生の一一番の中核的なテーマであることは間違いないと思つますけれども、これにつきましては、事業活動の新規性の基準、つまり、新たなサービス、新たな商品の開発あるいは提供ということをうたつておますが、これにつきまして、余り厳格に

考へることなく、個々の中小企業者あるいはグ

○鴨田政府委員 この中小企業経営革新支援法の

体系の中では、支援措置が幾つかございます。

今先生が御指摘になられたのは、具体的に補助金という形での予算額でございまして、これは十一年度予算で十八億円ということで、先生の御評価では大変少ないということでございますが、これまでございました中小企業近代化促進法の場合

ですと補助金制度はございませんので、そういう意味では、この十八億円もできるだけ有効に活用をさせていただきたいと思っています。あるいは、今後ともこの補助金については増額について努力をしていきたいと考えております。

ただ、念のためでございますが、経営革新計画に限つて申し上げましても、既に御承知だと思いますが、政府関係金融機関から超低利融資制度もございます。

例えば今、通利というか基準金利が二・九%のところでも、一・八%の設備資金融資ができるとか、そういう中公の融資もございまして、あるいは、高度化融資制度について、累次申し上げてありますように、無利子融資、あるいは融資比率も八割までといつた高度化事業融資が、従来の原則組合に限つておりましたものが、任意のグループ、四社以上とのものにも使えるということで、これでありますので、念のため申し添えます。

○遠藤(乙)委員 いずれにしても、今後大いに予算拡充の努力はお願いをしたいと思っております。そこで、経営の革新あるいは新規事業の立ち上げということにつきまして、いろいろネットはあるわけですが、一番大きなネットといいますか、特に絞っていくと、やはり人材の問題と家の資質によるものでありまして、この人材が豊

富になれば創造、革新的な事業は進められないわけであります。これは、突き詰めていけば日本のお教育システムそのものといった問題になるわけでありまして、非常に大きなテーマになりますので、きょうは踏み込むことはしません。

もう一つは、やはり融資の問題だと思います。せっかくのいいアイデア、またいい経営的な能力があつたとしても、融資がネックになつているとすることは一つの大きな課題であると思つております。特に、日本の場合に、どうしても土地担保主義が強いのですから、担保がないとなかなか金を貸してもらえない。せっかくいい能力やアイデアを持つていて資金がついてこないということが、今、新規事業あるいは経営革新のネットになつているものと私は認識をいたしております。

そういう意味で、今後できる限り、土地担保ではなくて事業内容とかキャッシュフローを評価する形で、その判断のもとに融資が行われるといふシステムが望ましいと思ひますし、また、できればいろいろ金額計算をいたしますと大変大きな助成措置でござります。他に信用保険、税制上の特例等もございまして、支援措置一般についてはかなり思い切った支援策を講じたと一応考えております。

○鴨田政府委員 融資制度につきましては、先ほど申し上げましたが、それ以外にも例えば、從来ハード中心の設備資金融資が中心であつたわけですが、今回の経営革新法の考

え方に従いまして、大変重要な研究開発、あるいは人材の育成、あるいは需要の開拓、そういう点につきましては、人材面、技術面、各方面から総合的な金融資源に対する資金需要として、長期ソフトな経営資源に対する資金需要として、長期運転資金融資制度も、これは低利で新たに設けることにしてございます。

それから、今御指摘のあつた担保微求、物的担保中心になつていてはいかないかという点につきましては、一つの対応といたしまして、一定額までの物的担保微求をこの融資制度では免除することにいたしておりますし、既に中小公庫の場合には、物的担保微求をこの融資制度では免除することに知識的所有権とかそつたソフトな資産についてもある程度担保価値として評価するような仕組みを導入いたしておりますので、本制度でもそういった考え方で運営をしたいと思つております。

それから融資では、先ほど高度化融資について申し上げましたように、原則組合要件というのを四社以上のグループ、緩やかな企業連合体でも活用ができるといった意味でも、これは中小企業者にとっては大変大きな利用価値のある制度になるのではないかと思ひます。

○遠藤(乙)委員 さて、ベンチャーキャピタルの対応につきましてさらにお伺いしたいんですけれども、まだなかなかそこまでは、日本の金融風土ではすぐには追いつかないと思っております。そういう意味では、ぜひとも、制度融資も含めて、そういう形での新しい発想に立つた融資の対応ということが必要であると考えております。

そこで、経営革新に取り組む中小企業に対する

融資制度にはどういった工夫を今後していくのか、その点につきまして、通産省の見解を伺います。

具体的に今やつておりますことは、政府系金融機関によります低利融資の制度ですとか、それから新規事業法とか中小創造法に基づきます債務保証制度、こういったようなことを講じております。それから、昨年の秋からは、新規開業向けのマル融資の拡充ですとか、さきの臨時国会で新規事業創出促進法というのを成立させていただきます。したけれども、この法律に基づきまして、新規開業者に対する債務保証制度の創設など各種の施策を講じております。こうした制度の中には、今御

事業創出促進法というのを成立させていただきます。それから融資ではやはり資金額として十分ではないというふうに感じております。いろいろ私もそういったベンチャーキャピタルの方々と話をしておりますと、億単位、場合によっては十億ぐらいの枠が必要なケースを多々聞いておりまして、これは相当大胆なあれになりますけれども、やはり抜本的な限度枠の拡大をしていくことがこれから新規産業の育成あるいはベンチャーキャピタルの育成といふことの重要なテーマではないかと思つております。

〔岸田委員長代理退席、委員長着席〕

○遠藤(乙)委員 続いて、今度はネットワークの問題につきましてお聞きしたいと思っております。シリコンバレーのようなケースを見ても、得意分野を核にして、自分の弱点はみずから補うのではなくて、いわゆる他社との連携によって補完するという、いわば戦略的連携といったことが縦横無尽に行われております。これがまたアメリカ系の中小企業の活力、力の源泉ではないかといふふうに考えております。日本の中小企業におきましても、ネットワークの力が今まで以上に重要になつてきておりまして、中小企業の主体的な発展、取り組みというものにこれは大変重要な要素

例えれば、中小企業が開発に取り組む場合に異業種交流が一定の役割を果たすと言われておりますけれども、各地で熱心な異業種交流活動が行われ

てきておりまして、この新法の場合、こういった異業種交流活動に対しても支援をされる道は、ネットワーク化ということだと思います。中小企業者にとりましては、経営に関する各種資源をすべて一社で具備するというのではなく、たとえば横の関係で、独立の関係で、かつプロジェクトごとに柔軟な関係で、そういったネットワークができない大変難しい話でございますので、それはできれば横の関係で、独立の関係で、かつプロジェクトごとに柔軟な関係で、そういったネットワークができない大変効果的であると我々認識をしております。

今までにも、平成十一年度から、コーディネー

ションネットワークを支援しようということで予算措置もとつてございます。具体的に申し上げま

すと、新規成長産業の連携の支援事業、我々コ

ーディネート活動支援事業、という言い方をしており

ます。が、一件当たり一千円ぐらいう事業団の方から委託費を出しまして、いろいろな各種のコーディネーター、そういった中小業者のネットワー

クをうまく円滑化して結びつけてくれる、そ

ういつた方にについて委託という形で助成をさせてい

ただいて、結果的に中小企業のネットワークが進

むようにということで進めているところでござい

ます。法律の方に戻らせていただき、本法律、中小企業近代化審議会で議論をいたしました。その最終答申におきましては、今まさに先生御指摘のように、多様な組織形態で経営革新を進めていくことは有益である、そういうものを支援対象にしろというような議論をいたしております。

したがいまして、本法律に基づきます経営革新計画の作成主体としては、個別の中小企業者に加えまして、複数の中小企業者の任意グループ、そういうものも対象にすることにしております。具体的には、異業種間の中小企業における戦略的な連携グループ、これは何千という数で今既にございまして、現下の経済環境の中で活路を求めていく一つの道はネットワーク化ということだと思います。中小企業者にとりましては、経営に関する各種資源をすべて一社で具備するというの

は大変難しい話でございますので、それはできれば横の関係で、独立の関係で、かつプロジェクトごとに柔軟な関係で、そういったネットワークができない大変効果的であると我々認識をしておりま

す。

○遠藤(乙)委員 また、いわゆる高度情報化の流れに乗りまして、パソコンを活用したり、あるいはインターネットを活用して、販売や生産の管理

をしたり、製造連携など流通面の合理化に取り組

みます。

○鴨田政府委員 経営革新支援法におきましては、新商品の開発や生産、商品の新たな生産や販

売の方式の導入等、新たな事業活動というこ

とで、経営革新という定義をさせていただいており

ます。

今具体的に御指摘をいたいた、パソコンなど

の情報機器を活用しました販売、生産の管理ある

いは製販の連携などの流通面の合理化などの取り組みにつきましては、商品の新たな生産や販売の

方式の導入等の新たな事業活動という点で理解、

解釈できると思つておりますので、あとは経営の

援につきまして、地域産業創造技術研究開発補助

金により、これまで二十六件、一億五千万円の補

助金を、また、第三セクター等に對して産業イン

フラ整備支援として、これまでに十二件、十九億

円、合計三十八件、二十億円を交付しているとこ

ろでございます。

また、地域の中小企業に対する研究開発等の支

援につきまして、地域産業創造技術研究開発補助

金により、これまで二十六件、一億五千万円の補

助金を、また、第三セクター等に對して産業イン

フラ整備支援として、これまでに十二件、十九億

円、合計三十八件、二十億円を交付しているとこ

ろでございます。

○遠藤(乙)委員 この臨時措置法における支援対

象としては大都市圏における基盤的技術産業集積

が含まれるわけですから、補助事業としてはどういった申請が具体的に上がつてきているのか、お聞きしたいと思います。

○遠藤(乙)委員 それでは、このネットワークの

また別の側面として、地域の産業集積という問題

につきましてお聞きをしたいと思います。

○遠藤(乙)委員 それでは、このネットワークの

また別の側面として、地域の産業集積という問題

につきましてお聞きをしたいと思います。

○遠藤(乙)委員 それでは、このネットワークの

また別の側面として、地域の産業集積という問題

につきましてお聞きをしたいと思います。

○遠藤(乙)委員 これが、地域の産業集積の活性化に関する臨時措置法という

ございました、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法でございますが、おととし、平成九年の六月に施行されました。その後、九年八月二十九日に七地域からの申請を承認いたしまして、それ以降、これまで六回に分けて、全国で二十五の地域の基盤的技術産業集積活性化計画を承認しています。

これらの地域における集積活性化計画に基づく産業のインフラ整備、これはインキュベーターとかあるいは貸し工場等々の産業のインフラ整備については、地域産業集積活性化対策補助金等について、地域産業集積活性化対策補助金等について、事業を実施する関係自治体に助成することとしておりまして、これまでに六十二件、三十五億円以上の補助金を交付しているところでございます。

また、地域の中小企業に対する研究開発等の支援につきまして、地域産業創造技術研究開発補助金により、これまで二十六件、一億五千万円の補助金を、また、第三セクター等に對して産業インフラ整備支援として、これまでに十二件、十九億円、合計三十八件、二十億円を交付しているところです。

○遠藤(乙)委員 この臨時措置法における支援対象としては大都市圏における基盤的技術産業集積が含まれるわけですから、補助事業としてはどういった申請が具体的に上がつてきているのか、お聞きしたいと思います。

○遠藤(乙)委員 先ほど御答弁申し上げましたように、産業インフラとして、貸し工場とかあるいはインキュベーション施設とか研究施設、産業交流施設等が挙げられます。これらの建設期間は原則一年で実施されております。ただ、確かにやや工期が延びるというようなことはあり得ないことはないわけですが、あるいは土地の取得がなかなか思うたよにははかられないというようなやむを得ない事由により、なかなか当該年度では建設完了ができないもの等特殊な場合には、繰り越し制度の適用により二年度にまたがつて事業を行うことも許されておるところでございます。

○遠藤(乙)委員 いざれにしても、今遠藤先生言われましたように、地元の自治体あるいは事業者に迷惑がかから

ないよう、極力その運用について配慮していく

たいというふうに考えておるところでございま

す。

○遠藤(乙)委員 いざれにしましても、中小企業の法制とい

うのは、地域にとつていかに使いやすい制度かとい

うのが大変重要であると思います。そういうふうな意

味で、地域の実情を十分勘案した制度運用に特に

配慮していただきたいと思っているわけがござい
まして、せっかくいろいろな法律が次々と出てく
るわけでござりますから、それらで成功例をぜひ
つくっていくということが今後の中小企業政策の
運用に大変重要ではないかと思つております。

そういう意味で、私は、特に予算面の拡充と
いう問題と、それから運用面における柔軟な対
応、特に地域の実情に応じた使い勝手のよい運用
というのにぜひ心がけていただきたい。そうす
ることによって成功例をつくり上げ、さらなる次
の中小企業政策の展開に結びつけていけるものと
考へております。

この点につきまして、改めて通産省の見解、決
意をお聞きしたいと思つております。

○太田(信)政府委員 さも環境立地局で所管させていただいている所であります。もちろん、さまざまな地域振興立法がござります。中小企業庁の方でもございます。一体となって運用しているわけでございますが、地域の実情に応じて運用していくというのは当然でございます。また、予算等、厳しい御評価もございましたけれども、それぞれ、極力地域のニーズ等を踏まえて拡充していく方向で頑張っていきたいと思っておりますので、そういうことでよろしくお願いいたします。

○遠藤(乙)委員 通産省から大変力強い決意があつたものと受けとめまして、我々も一生涯金融支援をしていきたいと思っておりまますので、ぜひひとつよろしくお願ひをしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○古賀委員長 竹本直一君。
○竹本委員 それでは質問させていただきます。
与えられた時間が二十分と極めて短いので、現下の中小企業の現状を見ながら、これに対してもどう対応をしていくのか、特に今回提案になつておられます中小企業経営革新支援法、これとの関係で御質問をさせていただきたい、そのように思うわけですがござります。

も、ガソリンスタンドがどんどんつぶれていくております。そして、街角にあつたでかいガソリンスタンドがなくなりまして、後、手入れもされずにゴーストタウン化している。夜なんか非常に物騒なんですよね。こういうことがあちこちで見ら

されるのは一体どうしてかということをちょっとと考
えてみたいなと思うわけであります。

先般、中小のオーナーの、ガソリンスタンドの
代表者二十数名から直接お話を聞いたんですけど
ども、どうも、大手が参入してきまして、そして
彼らに言わせれば不當に安い価格でガソリンを売
る。我々が九十一、三円で売っているとき、相手
が七十九円とか八十円で売る、これじゃ競争にな
らない、そういう価格を設定できるわけがない、
うござります。

そこで、そういう状況の中で、では、こういった中小企業がぎりぎりで経営しているスタンドをどのように維持していくのか。もしも消費者主権ということを考えれば、安い値段でもそれで供給されればいいではないかという考え方からしますと、中小企業のスタンドが消えていくのもやむを得ない、このようになるわけあります。ところで、市場主義とか今回の規制緩和がどんどん進む中で、あのジョージ・ソロスでさえ、市場主義あるいはグローバリズムの行き過ぎといふのは必ず社会的問題を起こす、したがって適当な国際監視機関が必要だということをあちこちの本がないし講演の中でも言つておりますけれども、そういう意味で、自由競争、規制緩和の中で中小企業をどのように守っていくのか、その点について私は

はまず聞いてみたいと思うわけであります。
そこで、公正取引委員会にちょっとお聞きしながら
いいんですけども、調べましたところ、私的独占
の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる
公取法で、不公正な取引方法ということを定義して
しておりますが、その中で、不当な対価をもつて取引
することが不公正な取引方法だ、このように書いて
おりまして、昭和五十七年の公取の告示第

を挙げております。「正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不适当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。」これを不当廉

売として禁止しておるわけでございます。
今、冒頭申し上げました大阪のガソリンスタン
ドの現状を見ますと、どうも彼らの言い分からい
たしますと、利益がないのにそういう値段を設定
して売っている。利益を無視して、むしろ損をする
のかもしれない、そういう価格で販売をし、そ
して結果として中小企業がどんどんぶれてい
く。こういうものは不公正な取引に当たるのでは
ないか、そのように思うのですが、いかがでしょ
うか。公取にお聞きします。

をいかに確保していくかということが非常に重要なことであるというように考えておるわけでございます。

そういうことで、石油製品を初め、酒でありますとか家電製品等いろいろ問題提起されておりまして、特に石油製品の問題につきましても本年年度で既に百件弱の注意ということを行つておりますて、これはできる限り迅速に対処する必要がある

○竹本委員 それでは、もう一問だけ聞きます。
利益ゼロで販売するのは不当廉元に当たるのかどう
うか、お聞きしたい。

○山田政府委員 お答えいたします。
先ほど先生からお話をございましたように、不廉亮の法律上の要件というのは三つあるわけですが、ざいまして、正当な理由がないということと、供給に要する費用を著しく下回る対価で販売すると、いうこと、それと、影響要件と言つておりますけれども、他の事業者の事業活動を困難にするおそれということの三つがございまして、今お話しの価格の要件につきましては、総販売原価を著しく下回る面靨がこれに当たるという趣旨から、小売

業につきましては、実務上、仕入れ価格を下回るかどうかということを一つの基準にしているわけでござります。

そういうことで判断して、要は、この問題はできる限り迅速に処理していくことが非常に重要であるかと思つております。

○竹本委員 ちょっとよくわからぬのですが、収益ゼロの場合でも不当廉売に当たるのかどうかということを聞いていります。もう一度お願ひします。

○山田政府委員 企業の適切な利益を入れるかどうかということは、「いろいろ意見がございまして、供給に要する費用を著しく下回る価格で供給しているから」といつて、直ちに不当廉売として違法となるわけでございませんで、やはり損をして得をしません。

それという商売のやり方もあるわけでございまして、要は、価格の要件につきましては、先ほど申しましたように、供給に要する費用を著しく下回っているかどうかということで一つの基準を持ちまして、判断しているところでございます。

○竹本委員 ちょっと堂々めぐりではつきりわからぬところがござりますけれども、いずれにいたしましても、昨年一年間で千九百のガソリンスパンなどを三十四回販賣いたしました。ペレーテン

商工委員会議録第五号 平成十一年三月十日

参つております。

中小企業がどんどんなくなっていくというわけでございまして、市場から中小企業を追い出したというその結果が、果たして通産行政の立場から見て放置ができる問題かどうかということを考えます。可能な限り、今更ながら、お話を、おきたい

と、何がしか、公取の姿勢あるいは商業・中大企業育成の姿勢から何らかの救済策あるいは仕分け論が出てもいいのではないか、そのように思うわけであります。

規制緩和は大賛成でございますけれども、どうしてもこういった、結果として中小企業がなくな

ループの中小企業者につきましては、経営革新計画という形で個別の支援ができるような体系になつてございます。先生が具体例に挙げられましたガソリンスタンドあるいは建設業につきましても、単に生産に限つておりますので、新しいサービスの仕方とかそういうもののについていろいろ知恵を出していただければこの経営革新計画という体系で拾い申し上げることができると思ひます。

それからもう一つ、業種全般として、石油製品

○竹本委員 それでは、ちょっと視点を変えまして、今回の法律に基づきます支援措置として、設備投資よりもむしろ技術、人材、販路開拓等に係る運転資金が一番問題でありまして、それを円滑に供給することが非常に具体的話としては重要ではないか。

それからもう一つ、私も、フランスとかアメリカのいわゆる先進的な大企業の中で働いていた人たちがやがて独立してベンチャーをやり、それが成功しているという具体例を幾つも見てまいります

本経営革新計画の中ではそういう大企業と一緒に
になってやるものについても当然のことながら象
象にできるように、そういうた運用にしていくつ
もりでございます。

○竹本委員 いずれにいたしましても、幅広い相
野で、あらゆることについて柔軟に対応しなければ、この経営革新支援法の精神は生きてこないと思
うふうに思うわけであります。

日本は中小企業が非常に多いわけでございます
が、どうも私が率直に感じますところ、政府と一

そこで、今回、中小企業経営革新支援法という法律が提案されておるわけでございますが、從来、あるあるいは倒産をした事例は、通常行政上放置し得ないのではないか、そのように思うわけ放置し得ないのでないか、でござります。

小売といいますか販売業 カンパニースタンドが今 大変厳しい状況にあるという点は、中小企業庁として 認識をいたしております。先ほど公取の方から御説明がございましたが、不公平な取引方法をもつて 中小企業者が大変厳しい状況にあるのであればということで、私どもも昨年の夏には、中

した、そういうことを思いますが、やはり大企業とのいい関係においてこういう中小企業の育成ということなことが図られるよう配慮すべきではないかなというふうに思います。つまり、中小企業を大企業との対置、対岸に置くのではなくて、物によつてはそれとのいい関係の中でも、中小企業の独立、

て、あるいは通産省としてと言つた方がいいかも知れませんけれども、いろいろ具体的な、かつ詳細にわたつた中小企業の救済策を講じてゐるわけですが、ございまして、それは非常にすばらしいことなんですねけれども、それが本当に国民の末端にまで行き渡つてゐるかというと、どうもそういうぢやない

代化し、そして経営効率をよくしようということ
で今までやっておりまして、それはそれなり
の効果はあったと思うのですけれども、どうも、

小企業庁設置法に基づきまして公取委員会の方に、実情について調査、適切な措置をおとりいただきたいということを公式に申し入れたケースもございます。

そして創意工夫、そしてベンチャーの育成ということが國られるべきではないか、そのように思うわけであります。

い。それは、我々が選挙区を歩き、あるいは全国の自治体等に行きましたて聞きましたても、やはりどうも、全く知らないことが非常に多いわけであります。

のではなかつた。建設業のようなものは、そんな感じがするわけでござります。

業政策審議会で審議をいただいて業種指定をさせた結果、これはいろいろな種類、法律上は限定しておませんが、そういうものの激変で影響を受けようの特定の業種につきましては、中小企業受けるよう

企業との関係において技術のあるいはその他もろもろの支援を確保しながら、この経営支援法の精神を生かすような措置をもつと重要視して考える対策をとつた方がいいのではないか、このように

いたしました五千万円までの特別融資、これにつきましても、この間まで、そんなあるんですかと私は地元で聞かれるわけなんです。それほど、皆さんは本省で企画し立派なものをつくりながらも、

のは、そう遠い昔の話ではない。ましてや、今現在におきましても非常に非効率、非近代的な経営慣行が残つておる。こういったものをそばに置き

いただいて、業種全体として全国組合が中心になつて各種の対応が図れるような、そういつた経営盤強化計画制度というのも別途用意してございますので、できるだけそいつたものが業界から

○鶴田政府委員 思いますが、いかがでしょうか。
先生に二点御指摘をいただきたいた
と思想いますが、第一点の運転資金の円滑な供給に
つきましては、中小企業金融公庫等を通じまし

それを自治体に回しますが、自治体から末端の市町村に行きましたときは三分の一ぐらいの情報になつてゐるのではないか、ましてやその傘下にあつて中小企業の社長さん連中のところに行くとゼロ

新しい分野でこういった中小企業の救済を図ろう
といふこの法律が、一体、今まで非常におくれた
業種をどのように取り込むのか取り込めないの

とまつて利用できるような、そういうた指導なりはさせていただきたいと思っております。

○竹本委員 公取にそういう実態調査あるいは対策を講ずることを申し入れたということをござい

て、超低利の融資であり、かつ担保徴求なんかについても非常に強力化された融資制度を長期運転資金という形で用意をしたいと思っております。また、実際にその経営革新を進めるに当たつ

があるいは一つ二つになつてゐるのではないか。
それがどうも現実なよが感じがします。

○綿田政府委員 　この法律をもつてしてもなかなか
か乗りこなす業界なり。ハム業者についてはどう
います。

○鶴田政府委員 申し入れをいたしまして、それについて個別のケースも例示をいたしたわけですが、注意処分等をしていただいたという報告がますか、それに対する回答は来て いるのでしようか。

て、大企業との関係という点でございますが、私もいろいろ実態を把握させていただきますと、中小企業者だけでまとまってやっているグループもあれば、大企業との、いろいろな技術力とか人材とか情報とか、そういうた支援を外から受けな

だつたら私を行つて説明しようじゃないか、こう言いましても、なかなか商工会とかそういうのとこらはそれを受け付けない。結果としては情報が少ないまま日々が過ぎ去つて、こういうのが現状のような気がするわけであります。

そういうことで、せっかく謹が闇でやつたいいことが、あるいは永田町で発言して実施されたいいことが、地方の自治体に、そして商工会等の構成メンバーである中小企業にきっちりと行くような方策、それに対する対策ということをもう一度真剣にやはり考えていただく必要があるのでないか。

Rの重要性は先生の御指摘されたとおりだと思います。だくためには周知徹底をしなければいけない。Pを使っていただけなければ意味がない、使っていた機関、あらゆる制度なり手段を使いましてP.Rをしておるわけですが、先生御指摘のように、一昨年秋以来やつております貸し渋り対策の各種融資

ろをきちつと伝えて、新しい抜本的なやり方でこの周知徹底方を図つていただきたい。そうしませば、ひととせつからくの我々の努力が報われていよいよ、そのように思うわけでござります。ひとつよろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○古賀委員長 午後二時から委員会を再開する」ととし、この際、休憩いたします。

て、信金の方はこの三ヶ月間で一兆八千三百八十七億円ふえている。ですから、特に町の中業者の方の皆さんに非常に喜んでいただけるような、そういう効果を果たしたということがこれから読み取ることができると思うのです。一方、都銀の方ですが、これは逆に、五千五百九十九億円、つまり大体五千六百億円貸出残高が減っているのです。都銀の方も特別保証承諾の枠での融資はこれだけずっと進んでいるのに、逆に貸出残高が減っている。このことがこの表からはつきり読み取ることができます。

策というのは非常に複雑である、しかもよく変わらう言葉があるようですが、名前だけ変えた、その担当官の来たときにできた新しい制度

具体的にどうしたらいいかということにならぬ

○古賀委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

四%増というのが十二月の段階での実績で、特別保証開始前の九八年九月に比べても、今申し上げました一兆八千三百八十七億円ふえているのです。

国民のために尽くすことこそ行政の最終目標なり

昨年のかじか七月の夜にやりましたのは、それまでの貸し戻し融資制度につながして簡単なパン

融にかかる貸し渋り問題から質問をしていきた
いと思います。

三・七九%落ち込んでいる。だから明確に、貸し済り、あるいは資金回収、あるいはつけかえと目されるものが進んでいたということを読み取る。

してもらい、困ったときにはこの制度が利用でき

これは約百万枚刷つてやつた経緯もござります。

これを見ましても、昨年の十月以降、これは本当に当は一月、二月も入れたかったのですが、銀行の方の貸出残高実績が十二月まで、一番新しいデータ

まず中小企業庁の方に、皆さん方からいたたいた資料でつくらせていただいたものですが、間違つてはいけませんので、こういう実態にあることだけ、そしてこういう状況をつかむ

どのような努力をすればいいかということを真剣

れる、かつ頻度を高めるというのが大変効果的だ

特別保証承諾はこの三ヵ月間で二兆四千七百十四億円、信金の方については三兆五千五百八十七億円、二十三年十二月三十日現在の支取額は二兆四千七百四十億円、二十三年十二月三十日現在の未回収額は一兆一千五百九十五億円、二十三年十二月三十日現在の未回収額は一兆一千五百九十五億円、

おきたいというふうに思います。
○福田政府委員　お答えをいたします。
金融安定化特別保証の実績につきまして、今先生
が言わわれた、言金、都銀別の部分ですか、この
生

御検討いただきたいんですけど、いかがでしよう

まして、現在テレビでいろいろCMを入れさせて

からいたしますと五五%が十一月までに既に役割を果たしたということで、こういう点では貸し済

うございですか。

面も含めて効率的なのか、今後も知恵を絞っていきたいと考えてあります。

○新田政府委員 政府委員で力説恐縮でござりますが、

ますけれども、ぜひ通産大臣に私の意のあるところ

円という点についても我々は承知をしておりま
す。

○吉井委員 それで、私、この表をつくついて
本当にこれは問題だなと思ったわけですが、都銀
の方では特別保証枠を使った保証承諾の実績がう
んどふえているのです。一方、中小企業向けの貸
付残高は大きく減っているわけです。これは本来
伸びないとおかしいわけなんです。

特別保証による貸付分を差し引くと、都銀で
は、さきの五千六百億円のマイナスと合わせて、
差し引きすれば三兆円の貸付残高の減少といふこ
とになつてくるわけです。これは、都道府県の信
用保証協会の保証つき融資を活用して銀行の資金
回収に利用した、こういうことになるのではない
かと思うのですが、金融監督庁の方、これはどう
いうことなのでしょうか。

○乾政府委員 お答えいたします。

今特別保証の数字につきましてはそういうこ
とであると承知しておりますけれども、金融機関
全体の融資動向につきましては、これは御案内の
ように、最近いろいろな状況を反映いたしまし
て、対前年同期比マイナス四%台というのが続いて
います。日本銀行の発表しましたもので
も対前年同期比マイナス四%台というものが続いて
いるわけでございますが、その中には不良債権の
償却であるとか貸出債権の流動化であるとかそう
いう要因がございまして、そうした要因を除け
ば、昨日、日本銀行の発表でもマイナス一・四%
前後で推移していくかと思います。

いずれにいたしましても、おっしゃいますよう
にマイナスという数字は事実ということです
まして、ただ、そうした中で、とりわけ中小企業
に対する融資の問題につきまして、金融機関の融
資態度が必要以上に萎縮をして健全な事業者
の方々に対する融資が滞ることのないよう、私ど
もこれまであらゆる機会を通じて注意を喚起して
きたところでございますし、年末には、小渕総理
大臣御自身が総理官邸に各金融機関のトップの方々
を集められまして、そうした要請も行われた
である。

ところどころでございます。

私ども、今後ともいろいろな機会を通じまし
て、今申し上げました趣旨が徹底されるように、
必要な監視を行つてまいりたいというふうに考
えます。

○吉井委員 実は、中小企業向け貸出残高の推移
を、都銀それから信託、地銀、第二地銀などすべ
てについても調べてみると、昨年の九月に比べ
て、十二月末というのは信託も地銀も第二地銀も
全部伸びているのです。保証承諾ももちろん伸び
て、効果が出ているのですよ。ところが、都銀だ
けは逆なのです。非常に大きな保証承諾を受けな
がら、しかし実際には貸出残高がうんと減つてい
る。

ですから、ただ五千六百億ほどのマイナスだけ
の意味ではなくて、実は保証承諾をした分がある
とすると、信金に近い線を行つて当たり前なんですよ、信金
より若干低くても、それが落ち込んでいるわけで
すから、差し引きすれば大体三兆円逆に資金回収
をしたと目されるわけです。

それで金融監督庁に伺つておきたいのですが、
あつたのか、どれは正常なものであったのか、き
ちつと調べられましたか。

○乾政府委員 最初に申し上げて御理解を得たい
と思いますのは、各金融機関の個々の取引につき
ましては私ども金融監督庁はその内容を指導とか
という立場にはございませんけれども、先ほどか
ら御議論になつております信用保証協会の特別保
証制度につきましては、政府を挙げて取り組んで

おります重要な政策課題でありますことから、民
間金融機関のこの問題について、今おっしゃいま
したように、いわゆるつけかえいわゆるつけかえの問題につき
ますけれども、この旧債振りかえの問題につき
ましても、何度も御答弁申し上げておりますけれど
も、これは原則としては認められておらないもの
である。

ただ、金利等借り入れ条件のよいものへの切り
かえが行われるとか、返済期間が延長になる場合

など、中小企業者にとって経営上有利になる場合
に限つて認められるものでありますよということ
を、先ほども申し上げましたような機会を通じま
して厳格に指導、監視を行つているところでござ
います。

いまして、そうした観点からの指導を今後とも
行つてまいりたいというふうに考えております。
○吉井委員 低利への借りかえの場合であれば、
これは正常なものというとしてしてきたわけです。
旧債の振りかえ、いわゆるつけかえについて
は、これは違反だ、違法なものだということで指
導してこれたはずなんですね。

実はそのことを非常に私も懸念しておられたこ
とで、昨年九月の商工委員会の会議録にも出てお
りますが、私がそのことを質問しますと、これに
対して与謝野通産大臣は、今回の保証枠の拡大は
新規の融資枠なんだ、銀行が自分のリスクを保証
協会に受けかえるというのにはこの制度の趣旨に反
するという答弁もされました。これは大臣も私も
よく覚えているところであります。

十月にこの委員会に出席した金融監督庁の幹部
長は、中小企業向けの融資の増加に効果あるもの
と期待を語つておられました。しかし現実には、
兆円の貸出残高の減少、こういうことになつてお
りますから、信金その他と比べてみて、この乖離
は余りにもひど過ぎると私は思つのです。

そこで、この三千九百三十五億円の中に信用保
証協会の承諾なしに行われたものはどれぐらい
あつたのかということを同時に調査いたしました
が、その中に事前の承諾がなかつたものが五十二
億円余り含まれているわけでござりますけれど
も、その内容を個々に聞いてみましたがところ、そ
のほとんどは債務者の要請に基づいて旧債の返済
に充てたと。すなわち、事前の承諾は得られてお
らずののですけれども、保証協会の保証を得て融
資を受けた、それで実際に例えれば設備投資でござ
いますとかそういうものをしようと思っていたと
ころ、その設備投資の資金需要が出て前に既に
借りていた金融機関の方の融資のデューといいま
すか、満期が一ヶ月後かなんかに到来したという
ことで、そちらの方の返済に充てたということで
ござります。

金融機関の方は、国会の御議論、これは十二月
ごろから非常にいろいろ御指摘をいただいており
ますし、私どもも先ほど申しましたよう厳しい
指導を行つておりますので、それは結果的に、事
後的に返済を受けた、すなわち振りかえを受けた
といふことになるから困りますということを申
し控えたいと思ひますけれども、旧債振りかえ、
に個々の金融機関についての問題はお答えを差

中小企業者に有利な場合に限つて認められるとい
うことでござりますけれども、その旧債振りかえ
の事例について、これまで三度にわたりまして、
主要行、地銀、第二地銀及び信用金庫に対しまし
て、私どもの持つております権限でござります銀
行法第二十四条に基づきまして実態を調査し、報
告をするよう求めたところでござります。

これによりますと、昨年十一十二月、ちょうど
でござりますと、三カ月間で、今申しま
した四業態合わせまして、合計三千九百三十五億
円の旧債振りかえの事例があつたとの報告を受け
ております。ただ、先ほど申しましたように、こ
の旧債振りかえというのは、有利になる場合で
あって、保証協会の承諾を得た場合には認められ
ておらず、それは通産大臣も非常に懸念しておられたこ
とで、昨年九月の商工委員会の会議録にも出てお
りますが、私はそのことを質問しますと、これに
対して与謝野通産大臣は、今回の保証枠の拡大は
新規の融資枠なんだ、銀行が自分のリスクを保証
協会に受けかえるというのにはこの制度の趣旨に反
するという答弁もされました。これは大臣も私も
よく覚えているところであります。

十月にこの委員会に出席した金融監督庁の幹部
長は、中小企業向けの融資の増加に効果あるもの
と期待を語つておられました。しかし現実には、
兆円の貸出残高の減少、こういうことになつてお
りますから、信金その他と比べてみて、この乖離
は余りにもひど過ぎると私は思つのです。

そこで、この三千九百三十五億円の中に信用保
証協会の承諾なしに行われたものはどれぐらい
あつたのかということを同時に調査いたしました
が、その中に事前の承諾がなかつたものが五十二
億円余り含まれているわけでござりますけれど
も、その内容を個々に聞いてみましたがところ、そ
のほとんどは債務者の要請に基づいて旧債の返済
に充てたと。すなわち、事前の承諾は得られてお
らずののですけれども、保証協会の保証を得て融
資を受けた、それで実際に例えれば設備投資でござ
いますとかそういうものをしようと思っていたと
ころ、その設備投資の資金需要が出て前に既に
借りていた金融機関の方の融資のデューといいま
すか、満期が一ヶ月後かなんかに到来したという
ことで、そちらの方の返済に充てたということで
ござります。

金融機関の方は、国会の御議論、これは十二月

ごろから非常にいろいろ御指摘をいただいており
ますし、私どもも先ほど申しましたよう厳しい
指導を行つておりますので、それは結果的に、事
後的に返済を受けた、すなわち振りかえを受けた
といふことになるから困りますということを申
し控えたいと思ひますけれども、旧債振りかえ、
に個々の金融機関についての問題はお答えを差

ら、これはやはり返さないと困るということを言われば受け取らざるを得ない、そういう事情があるものでございますとか、あるいは返済口座に……(吉井委員「余り事細かにはいいです」と呼ぶ) そうですか。

そういうふうなことをいろいろ私ども調べてみ

まして、結果的に五十二億円ありましたけれども、そのほとんどは中小企業者のいわば要請に基づくものであった、事後的な要請に基づくものであつたということが調査した結果でございます。

○吉井委員 三千九百億余りとか、あるいは今おっしゃった五十二億とか、その細かい話より

も、一番大事なところは、さつき御紹介いたしま

したように五千六百億円実際にマイナスになつて

いる、しかし実は保証承諾は二兆四千七百十四億

円なんですね。そんな三千九百億だなんだとい

ふうな小さい話じやないのです。信金なんかほど

んどん伸びているわけですから。明らかにこれ

は、資金回収なりあるいは振りかえなりに充てて

いたということは、もう十分目されるものなん

ですよ。

私はそれに対して、今何か名前を挙げるのをた

めらつていらつしやるようだけれども、例えば地

銀の方でいつたら、横浜銀行なんか処分したんで

しょう。それから、我が党の佐々木憲昭議員がこ

れはせんたつて取り上げておりますが、さくら銀

行とか第一勧業銀行などについての内部文書。こ

れはもう千載一遇のチャンスだ、しつかりつけか

えをやるよう、そういうことを内部文書で出し

ていたこともちゃんと示しているわけですから。

これだけひどい差違があるのですから、もっと

徹底して調査をして、本来二十兆の枠を考えたと

きと全然違う方向へ走っていることについては、

金融監督庁はもつと厳しく調査もし、実態を公表

もし、指導もしなきやならぬと私は思うのです

よ。この点では最後に、さくら銀行、第一勧銀な

どの内部文書を既にお示ししておりますが、その

調査をされた内容について報告を、簡潔で結構で

すから、聞いておきたいと思います。

○乾政府委員 まず、前段でおっしゃいましたこの特別保証と融資との関係につきましては、先ほど申し上げましたけれども、融資の中には、債権の流動化であるとかそういうものでもって、貸出額は減つてはいないけれども銀行のバランス

シートから落ちているもの等がございますので、

そこは一概には言えないのではないか、ただ、最

初に申しましたように、銀行全体としてマイナス

で推移していることは否定できないというふうに

お答えしたところでございます。

今、後段でお尋ねになりました、一般の衆議院

予算委員会で佐々木議員から御指摘のありました

三つの金融機関につきまして、これは御指摘の以

前から、先ほど来お答えしておりますように、旧

債権かえ等の、あるいは特別保証の趣旨等につ

いて間違った認識を持つてやつてある場合

については、私どもも実態調査を行つて、必要な

処分を行うこともあるということをお答えしてい

るわけでございます。

今御指摘がありました三行について見ますと、

第一勧業銀行につきましては、信用保証協会の保

証つきの融資に関しまして、それから東海銀行に

つきましては、債権の健全、回収に関しまして、

それぞれ不適切な表現を含む文書を支店に通知し

ていた事実が確認されましたために、両行に対し

まして、銀行法第二十六条第一項に基づきます業

務改善命令を発出しているところでございます。

第一勧業銀行につきましては、信用保証

協会融資について不適切な表現であるのではない

かとの観点から精査をいたしましたけれども、当

該さくら銀行の文書については、行政処分の対象

として改善を求めるべきものであるとの判断には

至らなかつたところでございます。

○吉井委員 さくら銀行のその扱いについて、

金融監督庁はもつと厳しく調査もし、実態を公表

もし、指導もしなきやならぬと私は思うのです

よ。この点では最後に、さくら銀行、第一勧銀な

どの内部文書を既にお示ししておりますが、その

調査をされた内容について報告を、簡潔で結構で

すから、聞いておきたいと思います。

○吉井委員 さくら銀行のその扱いについては、

私の経験からいえば、中小企業、零細企業に対する審査能力というのは、都市銀行よりも、地元とか地域社会をよく知っている信金、信組の方がはあるかに審査能力が高いという実情があります。実は信金、信組が伸びているというのは、先生の観点から見ますとけしからぬことでございますけれども、本来の信金、信組と中小企業の関係からすれば、あの時代のことを乗り越えて、やはり審査能力のある、また地域社会に対して本当に骨身を惜しまない信金、信組の立場が強くなつてきているというのは好ましいという側面もあるのだろうと私は思つております。

渋り対策をやろうというときに、大臣も言つてお

られた方向と残念ながら随分乖離した実態が出て

いるのが現実の姿です。こういう点については、

やはり内閣として、こういうつかえなどを進め

て問題のあるところについては名前も実態も公表

するということなどについてそれを中止

ついては本当に断固とした態度で臨む、こういう

ことをやらせない厳しい態度で臨む、ということが

今は政府の方としても求められていると思うの

です。

この点については、大臣の見解というものを伺つておきたいと思います。

○与謝野国務大臣 特別枠は、制度の趣旨どおり、中小企業に対する資金を供給するという本

の目的があつたわけですが、関係者が

その本来の趣旨に沿つて制度を運用していくとい

うことは当然のことだろうと思つております。

そこで、都市銀行、信金、信組の例を挙げられ

ましたが、実際は、もともと中小企業の金融とい

うのは、特に零細企業に関しては信金、信組

が担つていただけでございますが、バブルの時

代、過剰流動性が発しましたときに、むしろ都銀

の方が信金、信組の分野にどんどん進出をして

いつたと申しますが、分野に侵略をしていったと

言つた方が正しいんでしょう。

○吉井委員 信金、信組の経営基盤をバブルの時

代に脅かしたという点、それは大臣と私、認識は

同じです。ですから、地域金融機関として役割を

果たすことは大事ですから、そこをけしからぬな

うかということでございますが、これは銀行法を

うかから、懲罰的にいろいろなことをしたらど

うかとありますので、制度全体を今後も円滑

に運用してまいりたいと思っております。

それから、懲罰的にいろいろなことをしたらど

うかとありますので、制度全体を今後も円滑

に運用してまいりたいと思っております。

それから、懲罰的にいろいろなことをしたらど

うかとありますので、制度全体を今後も円滑

に運用してまいりたいと思っております。

○吉井委員 信金、信組の経営基盤をバブルの時

代に脅かしたという点、それは大臣と私、認識は

同じです。ですから、地域金融機関として役割を

果たすことは大事ですから、そこをけしからぬな

うかとありますので、制度全体を今後も円滑

に運用してまいりたいと思っております。

○吉井委員 信金、信組の経営基盤をバブルの時

代に脅かしたという点、それは大臣と私、認識は

同じです。ですから、地域金融機関として役割を

果たすことは大事ですから、そこをけしからぬな

うかとありますので、制度全体を今後も円滑

に運用してまいりたいと思っております。

○吉井委員 さくら銀行のその扱いについては、

私の経験からいえば、中小企業、零細企業に対

する審査能力というのは、都市銀行よりも、地元

とか地域社会をよく知っている信金、信組の方が

はあるかに審査能力が高いという実情がありま

す。実は信金、信組が伸びているというのは、先

生の観点から見ますとけしからぬことでございま

すけれども、本来の信金、信組と中小企業の関係

からすれば、あの時代のことを乗り越えて、やは

り審査能力のある、また地域社会に対して本当に

骨身を惜しまない信金、信組の立場が強くなつて

いるというのを好ましいという側面もあるの

だらうと私は思つております。

それからもう一つは、保証枠の悪用に対しで断

固たる態度をとれと、これは仰せのとおりでござ

いますが、これは金融監督庁がやつております業

務改善命令もそうでございますし、私どもは、専

ら旧債の振りかえのため保証枠を利用したとい

うような場合には代位弁済はしないということを言つております。

ただ、どんなに厳しく物事を言つても、ふらち

なことが起きるというのは残念なことでございま

すが、そういう少ないケースも起こらないよう

に、私どもの地方通産局も保証協会も十分物事を

ウオッチして今後ともまいりたいと思いますし、

また金融監督庁もこの件に関しては真剣にやつて

くださつておりますので、制度全体を今後も円滑

に運用してまいりたいと思っております。

それから、懲罰的にいろいろなことをしたらど

うかとありますので、制度全体を今後も円滑

に運用してまいりたいと思っております。

それから、懲罰的にいろいろなことをしたらど

うかとありますので、制度全体を今後も円滑

に運用してまいりたいと思っております。

○吉井委員 信金、信組の経営基盤をバブルの時

代に脅かしたという点、それは大臣と私、認識は

同じです。ですから、地域金融機関として役割を

果たすことは大事ですから、そこをけしからぬな

うかとありますので、制度全体を今後も円滑

に運用してまいりたいと思っております。

さて、特別保証の二十兆と政府系金融機関の融

資枠拡大で、合わせて四十兆の枠を準備してやつ

てきたわけですが、国民金融公庫の貸付実績の

方は、普通貸し付けで、十月から十二月で一兆二

千百四十一億円、対前年比で見れば大体一一〇%

ぐらいというところで、特別保証の実績に比べて

うんと低い。対前年比で見ても、一月では八五・

一%、二月は七八・九%と貸付金額は大幅に減つ

ているわけです。

まず最初に、こういう実績を確認しておきたい

のと、国金がなぜこういうふうに低くなつてている

お聞きしました。

WT.O協定の後、アメリカでは二十七件の発動という状況になっていますが、日本の政府は、織維に関してセーフガードは発動しない、そういう立場に立つていらっしゃるのですか。

○佐野政府委員 お答え申し上げます。

織維のセーフガードにつきましては、WT.Oにおけるセーフガード協定に基づきまして、国内規則についての整備を進めてまいりました。若干歴史的にはございますが、平成六年五月の織維産業審議会の通商問題小委員会の報告を踏まえ、全体のガイドラインなどを整備いたしました。そういうふうなことをいたしまして、セーフガードにつきましては、これらの国内規則に基づきまして、平成七年の四月、それから平成八年の八月の二回、中国等からの綿織物についてでございますが、調査開始をした実績を有しております。

また、昨年これら国内規則につきまして輸出入取引審議会から、今申し上げました二回の調査経験等にかんがみまして、改善のための要の措置を講ずることが適当だという御答申をいただきまして、本年一月十八日付で、調査期間の短縮、それから業界の調査負担の適正化等を内容といたしまして、関連国内規則の改正を行つたところでござります。

このように、織維セーフガードの発動要請があつた場合には、引き続き、この新たに改正をした国内規則に従いまして判断をしてまいりたいと思つておるところでございます。

なおもう一点、申しわけございません。織維製品全体の輸入量につきましては、平成十年の数字を見るところによりますと、数量ベースで対前年比約一割減少しているところでございまして、今は平成六年度とほぼ同等の水準にあるかと存じ上げております。

○吉井委員 それは、全体が消費不況ですから、今の数字だけを言つたって余り意味がないと思うのです。

私は、時間が大分迫つてまいりましたので最後

に、例えば大島つむぎの会館で専務らと懇談した

ときには、生産額は九五年には九〇年比で二四%に落ち込んだ、消費不況でそこから激減なんだ、せめて観光客の集まるところに、工程を見てもらつたり製品を展示したり即売もする常設の展示館なり伝統工芸館などが欲しいというお話をあります。したが、それは何も大島つむぎだけじゃなくて、各地の織維産業のところでそういうことを聞いております。

一方、自動車の貿易摩擦解消のためには、政府は、フォードなど外車の常設展示場を九五年以来総額三百七十八億円かけて、東京、名古屋、大阪の三カ所で、一カ所平均百二十六億円もかけてつくりつてやりました。内需拡大を言うならば、アメリカの自動車企業のためじゃなくて、西陣や友禅や大島つむぎや、あるいはスカーフであるとか、そういう伝統産業や地場産業の振興のために上演展示即売場を常設で開く、そういう取り組みを政

府として行うなり、地方自治体の取り組みを積極的につくっていますから、私は、今回の取り組みの中でも支援する。私は、今回取り組みの中で政府にそういう熱意が、これだけ厳しい状況に置かれていますから、セーフガードの発動と、常設展示など具体的な対応を進めることが今非常に求められていると思うのです。

私は、この点で最後に与謝野通産大臣の、こう

いう織維産業を初めてする中小企業が本当に今元気にして生き抜いていくよう、あるいは新しい製

品開発を進められるように、販路を開くことがで

きるよう取り組んでいく決意というものを伺つておきたいと思うんです。

といいますのは、私は、戦後からずっと続けてきた、とりわけ三十年代以降の中小企業対策の柱

というのは、いわゆる共同化、協業化というもの

が大きな柱であつただろう、こういうふうに思つます。今回は、個別の中小企業、積極的にやろうとするところは積極的に対応しようではないか、

そのことはいいのですが、今まで協業化で進めてきた全体の組合とか組織との兼ね合いは一

体どうなるんだろうか、あるいは、片っ方で中小

企業を積極的に市場指向という形の中で支援して

いくのはいいんですけども、必ずそこには大き

な課題というものが出でることは間違いないだ

けであります。この支援法においても、展示場へ出品するための試作品開発等の販路開拓の支援をする、こういう内容となつております。国内産品の常設展示場の

整備については、地場産業振興センターを始めとした地場産業のための中核施設の整備の一環として、国の補助事業及び中小企業事業団の高度化無利子融資により支援を行つてきており、今後ともこのような施設整備の支援を続けていくこととしております。

これらの展示場が中小企業の販路開拓、経営革新に寄与するということを期待しながら、政策を進めてまいりたいと考えております。

○吉井委員 時間が参りましたので、終わります。

○古賀委員長 前島秀行君。

○前島委員 二十分ですので、端的に質問をさせさせていただきたいと思います。

今回の経営革新支援法、いわゆるやる気のある積極的な中小企業の皆さんには思い切った対応を示すことがありますから、セーフガードの発動と、常設展示など具体的な対応を進めることが今非常に求められていると思うのです。

私は、この点で最後に与謝野通産大臣の、こういう織維産業を初めてする中小企業が本当に今元気にして生き抜いていくよう、あるいは新しい製

品開発を進められるように、販路を開くことがで

きるよう取り組んでいく決意というものを伺つておきたいと思うんです。

といいますのは、私は、戦後からずっと続けてきた、とりわけ三十年代以降の中小企業対策の柱

というのは、いわゆる共同化、協業化というものが大きな柱であつただろう、こういうふうに思つます。今回は、個別の中小企業、積極的にやろうとするところは積極的に対応しようではないか、

そのことはいいのですが、今まで協業化で進めてきた全体の組合とか組織との兼ね合いは一

体どうなるんだろうか、あるいは、片っ方で中小

企業を積極的に市場指向という形の中で支援して

いくのはいいんですけども、必ずそこには大き

な課題というものが出でることは間違いないだ

ります。

そういう面で、今まで進めてきた協同組合あるいは協業組合というのは、今度の新法とこれからの中核施設の中でもどう位置づけていくべきであるのかというところを、ひとつ大臣に基本的に伺つてみたい。

いわゆる、今までやつてきた中小企業対策の中でも組み立てられているんだ、こういうふうに認識をしていいだろうか。この点について、基本的な考え方を、位置づけをお聞かせいただきたい、こ

ういうふうに思います。

○与謝野通産大臣 中小企業経営革新支援法の経営革新計画においては、個別の中小企業や企業グループのみならず、組合が組合員とともに計画作成の主体となり、組合員とともに経営革新のための事業を取り組んでいくという重要な役割を担うことが期待されます。

また、経営基盤強化計画において、競争条件の激変等といった経済環境の変化により業況が悪化している業種に係る商工組合など、全国規模の団体が計画作成主体となつており、商工組合等が中核的な役割を果たしつつ事業を実施していくことが期待されています。

○前島委員 私はやはり、片っ方で近似法、近代化促進法の廃止という問題があるわけであります。今ある四十七の指定業種、四十五の特定業種、そして今まで、今日も三十六万余の中小企業がこの近代化促進法の対象になつてきました。それが一つの組織として、組合として対応してきた。その中から、今度は個別企業を政府が認定をして、悪く言えばある意味で引っ張り出して成長させていく、あるいは支援していくこと。

この方法と、協同組合、協業化という形で大企業その他いろいろな形でもつて対応してきた今までの中小企業対策の柱というものは、やはり基

1

本的に大きく変わるだろうな、こういうことだらうと思ひますね。そこに混乱がないのか、あるいは認定されなかつたとかそういう形の中でおくれていく企業の、言葉は悪いですけれども落ちこぼれという表現をしていいかどうかわかりませんけれども、という問題が出てくるのではないだらうか。

片一方で中小企業の現実を見るとやはり協同組合・協業化の必要というのも私はあるのですが、いだろかというふうに思います。その一つの例が、この近代化促進法の中で一番その対応をしてきた生コンの業界の中を見ることができるように気がしてならないわけです。

協業化を実現することによって、価格カルテルと
いうようなものを容認する中で成長させてきた
安定させてきたり、あるいは社会的な任務を持つ
てきた、こういうことがあると思つんですね。

その工業化、協業化、そして生コンの中における価格カルテルの存在というものと、これからこの支援法に基づく個別企業を対象にしていくといふものとの間にどういう現象が今後起つてくるだろうかということを、私は、心配すべき、あるいは、配慮すべき事態ではないだろうか、こういうふうに思つてゐるわけです。

そこで、今までやつてきたこの生コン業界なんかに代表されるいわゆる価格カルテル的なものの必要性というものは、この新法の存在があつても引き続き認めていく、位置づけていく。こういうふうに認識をしていいだろうか、こういう点でございますが、その辺はどうでございましょうか。

○近藤(隆)政府委員 生コンの例でございますので、生コンに関しまして今後の経営革新の方向等も踏まえてお答えしたいわけでございますけれども、先生御指摘のとおり、生コンにつきましては、三百もある協同組合のほとんどで共同販売事業という格好で、要するに一括しまして契約を結んで、それを傘下の組合員に対しまして分けて、そして、販売はまた一括して販売するという格好でやつておるわけでございます。

走つてという問題が起つてくるわけですね。したがつて、片一方でそういう価格協定的なものの存在は引き続き認めていく、容認していく、そういうことに通ずる協同組合というものは存在をさせていくというふうに受けとめてよろしくうございりますか。

○鴨田政府委員 お答えをいたします。

今回の中小企業経営革新支援法案につきましては、既に先生も御理解をいただいていますよう

に、従来の組合を中心とした全国的、業種別の協議会等の構成団体が、政策に対して、こういった現下の経済環境あるいは中小企業に対する経営課題からしまして、個別事業者とか個別事業者とが、あるいは任意のグループのような非常に柔軟な対応で課題に対応していく道も聞いていこうという考え方に基づいて、法律を制定させていただいておるわけでございま

先ほど大臣の方からも、個別事業者、任意会員による強化計画において、組合組織化策のまさに有益に活用される分野があるのであるという御説明を由来し上げたところでありますと、私、具体的に生じた問題に対する取り組み等についてお聞きいたします。

業界自身について業種を用意しておらず、またその業界の問題を解決するための具体的な方策が示されていない。そこで、この経営革新計画の使用の仕方、経営基盤強化策、強化計画の実際の適用の仕方については定見は持つておりませんけれども、生コン業界に亘るに觀念論が許されるとしますと、単に価格の問題だけではなくて、生コンの提供についての新しいサービスの方式というものは考えられるのか、あるいは新製品的なものが考えられるのか。そういう場合に、そいつに適用する中で企業個々の

いろいろはグループの中小企業者の創意工夫、活力というのも、それは日本経済全体の位置づけからしますと有益なものになるのではないかといふ気がいたします。

○前島委員 個別の業界はいわば私が一つの例といずれにしても、生コン業界の業界実態に即した答弁につきましては、あえて差し控えさせていただきたいと思います。

して生コシを挙げたのでありますけれども、そう

すると、これからの中企業、この近代化促進法というのも廢棄になつてゐるけれども、今度の革新支援法のもので、いわゆる共同化あるいは協業化の促進とか、その組合の育成というものは從来どおり中小企業対策の柱として存続をさせるんだ、こういうふうに受けとめてよろしくうござりますか。

○鶴田政府委員 日本に六百五十万の事業所、これは、零細のものから中堅のものまで含めまして多種多様な中小企業の方がおられます。先生が言われるような共同化、協業化という考え方方とていうのは、中小企業対策として重要な方策の一つであると我々考えております。

ただ、それ一つだけで律していくことではなくて、いろいろな能力、創意工夫が發揮できるよう、そういう形態の対策というのも用意をしていくべきであろうということで、本法案を提案させていただいております。

○前島委員 私は、この革新支援法の出てきた前提の審議会の答申、従来からの中小企業、組合を中心とした組織的な今までの対策、指導を根本的に見直すんだということから出発をしてこの革新支援法が出てきたという点、そして近代化促進法が廃止になつてあるという点から、やはり大きな転換であることは間違いないだろうし、また引き続きこの共同化、協業化ということは中小企業対策として必要だ、こういうふうに思つてはいるところでありまして、ぜひ引き続き大きな中小企業対策の柱としてこの共同化、協業化の促進あるいは育成、こういう方針は重要な対策としてやつていただきたい。この点は強くお願いをしておきたいと思います。

それから、今度の経営支援法の具体的な運営を考えたときに、やはり午前中からの議論で出ていましたように、私は、今置かれている金融の引き締め、貸し渋りという状況の中でこの法案が有効に対応していくためには、やはりその辺の柔軟な対応ということがすごく求められてくるだろうな

というふうに思ひます。

そういう面で、一つは、運営に当たって、この金融貸し渉りに直接いろいろな形で苦慮をしておる中小企業が、この支援法に基づいて積極的に対応していくとも、その辺のところが大きくぶつかる壁ではないだろうかなとこういうふうに思つてますので、そういう面の対応と、それからやはり迅速な対応ということをぜひ求めたいと思います。

同時にまた、認定するわけですね。政府あるいは県の方で行政の方が中小企業を認定するわけでありまして、やはりその辺のところの協同組合内におけるさまざまな反応ということもありますし、あるいは、認定される業・企業というものがどういうふうな条件でされるかということもまたいろいろ問題になりますので、そういう面から見ると、柔軟な幅のある対応を求めなくちやいぬかるなどということが一つあります。

同時に私は、この大きな基本的な転換、現下の中 小企業を取り巻く状況から見ると、相当な問題点が運営していく中で出てくるんではないだろうかな。そうすると、新しい方向で、この支援法でいくと、必ず何か問題点をフォローアップしてもらいたいなというのがあるわけであります。大きな方針転換であることは間違いないと思いますので、この法律、新しい革新支援法に基づいてやつていく場合、さまざまな問題が出てくるだろうと思ひますので、それをモニタリング制度なんかをつけて、この法律、新しい革新支援法に基づいてやつていく場合、さまざまな問題が出てくるんだろうと思ひますので、それをモニタリング制度なんかをつけて、

やつてフォローアップしていくことが絶対必要ではないだろうかというふうに思います。そして、必要があるのなら、一定の期間いつら見直してみるとぐらいの積極的な対応がないと今までやつてきた協同組合、協業化中心の中小企業対策から、今度の革新支援法に基づく個別企業を中心とした対策というところに必ず問題点があるような気がしますので、その辺の運営の迅速な対応と、余裕のあるといいましょうか幅広い対応ということ、それからモニタリングを中心としたようなフォローアップと、また一定の期間が求めら

たら見直すぐらいの積極的な対応をやつしていくことが今後の状況に必要ではないか。
こういうふうに私は思いますので、その辺の注文をお願いし、それに対するお答えを聞いて私の質問を終わりたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○鴨田政府委員 お答えいたします。

御指摘をいただきました制度の迅速な運用あるいは弾力的な運用という点につきましては、私もとして意を用いていきたいと思っております。また、モニタリングを経て、ある一定時期にはきちんとしたフォローアップレビューをすべきであるという議論につきましても、私ども、その必要性に応じ、不斷にそういう見直しについては考えていくべきだと思っております。

一例で申し上げますと、この法案、近代化審議会で御審議をいただきまして、その審議の過程で中間段階ではパブリックコメントというような制度も、本邦初とは言えませんが、本邦一番手ぐらいで実際にやらせていただいております。そういうふたつの趣旨というか心がけで今後もやっていきたいと思っております。

○前島委員 終わりります。

○古賀委員長 西川太一郎君。

○西川(太)委員 自由党の西川です。与党として質問いたすわけでありますから、議事進行に意を配しつつ、運営を円滑ならしめるよう御協力を申し上げながら質問をいたします。

私どもがかつて若いころ、中小企業論といふものを勉強したころには、いわゆる二重構造をどうするかということがすべての問題であつたと言つても言い過ぎでなかつたわけであります。中小企業は景気の悪いときに大企業の減収をショックアブソーバー的に吸収する、そういう機能を持つてゐるなどということが言われた時代がありました。しかし、私は今でもそのことは変わつていないと率直に思つております。だからこそ中小企業問題を各方面から改善していく、そういう政策が必要なんだと思っております。今回提出された

この法案もその観点から、個別企業が力をつけていく以外にも、また業界の団体等についても援助をしていこう、こういう法律案であることを高く評価したいと思うわけあります。

もう一つつけ加えなければならない視点は、いわゆる生活の多様化、それに対応する産業の多様化によって、中小企業でも新しい分野でいわゆる創造的な事業を起こし、それが中堅・大企業に育つていく、そういう道筋がかなり開けてきた。また同時に、それを大いに育てていかなきやならない、これが日本の新しい時代の経済再生のかなめにならなきやいけないということはお互い承知をしている上で、この法律案を審議しているんだろうというふうに思います。

そこで、最初は率直に言つて孤立無援でありますしたけれども、私どもが提案をしたいわゆる信用保証協会や保険公庫の仕組みを使っての融資の制度については、通産大臣が非常にこれを御理解いただき、ほぼ同時にこのことについての研究に着手し、そして本委員会の委員長提案の形をとつて、全党でこれを決定いたしました。けさ、N.H.Kの藤田キャスターの報ずるニュース、先ほど民主党の大畠理事の御質問の際にも引用されましたが、このたびの一連の政府の景気回復策の中でも白眉筆頭の施策がこれである、こういうふうに天下に称賛をされたわけでありますて、多くの経営者が実際これで助かつたといって、我々もよく札を言われます。

卑近なことで恐縮でございますが、私の選挙区の二つの区では、合わせて一千七百億円の融資が実施されたわけでございまして、大体千件ぐらいの会社がこれで融資を受けたという報告があります。そして、倒産との因果関係を整理いたしますと、大体十二月に、ピークであった倒産が、全国で一千百のオーダーでありました。一番ひどい状態のときで一千七百件ほどのものが千百件だつた。我が地元においては十二月の倒産が、私の地元区である荒川区ではゼロでありました。墨田区ではたつたの四件でありました。こういうことを

考えますと、私は、よい政策を実施し、それを決定する商工委員会に籍を置かせていただきたいことは大変名誉なことだと思つております。

しかし、同時に、これは何度も通産大臣にも直訴しておりますが、返す段階になつてまたいろいろな問題が出てくる。これについてはさきの商工委員会でお尋ねをし、分科会でもお尋ねをしましたから、きょうは時間の関係でそのときと同じ気持ちであるということだけを大臣にひとつ申し上げて、早速質問に入りたいと思います。

まず、二重構造を変えていこう、中小企業の經營体質を変えていこうとする場合の一一番の問題は、日本の中小企業の資金調達能力のうち直接金融の能力が著しく低いことではないかと私は思っています。これを強化せずしてびほう策をとったとしても、本質的な中小企業を育てるという政策目的にはかなわないんじゃないかと思っているわけですが、この点について大臣の御所見を伺います。

○与謝野国務大臣　いわゆる金融ビッグバンの進展によりまして、これまでの間接金融主体の金融構造は今後大きく変わるというふうに考えられます。資金調達の大宗を間接金融に依存している中小企業にとりまして、社債の発行等直接金融による資金調達手段を検討していくことは大変重要なテーマであると認識をしております。

このために、政府としても、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に基づきまして、中小、ベンチャー企業が発行する社債をベンチャーキャピタルが引き受ける際、指定支援機関、いわゆるベンチャー財団による債務保証を通じた支援制度を設けているところであります。

さらに、中小、ベンチャー企業に対する担保不要のリスクマネーの供給を円滑にするため、投資家の有限責任と正確な情報入手の権利を法的に担保する中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律を昨年十一月より施行したところであります。これまでに既に六組合が登記されておりま

また、前臨時国会において成立しました新事業創出促進法により、中小企業事業団の業務として投資事業有限責任組合に対する出資業務を追加したところであり、この事業については中小企業総合事業団法において重要な業務として位置づけております。

通産省としては、今後とも中小企業の資金調達の円滑化が図られるようさらに努めてまいりたいと考えております。

○西川(太)委員 ゼビ関連法案をどんどんこれからも整備して、例えば、これは通産省の範疇でないかもしれません、上場に至る、また店頭公開に至るまでの時日を短くするなど、そういう方途もぜひ講じていただきたい。同時に、中小企業側にも、いつまでも前垂商法のことであつたり、それからいわゆる同族経営であつたり、所有と經營の分離が行われないまま公的な分野に向かっていくといふこともこれは許されないことですか

ら、体質の革新を願わなきゃいけない。そういう意味では、今回の経営革新の範疇の中にそういうようなものも将来的に検討を加えていただきたいということを注文しておきたいと思います。

○鶴田政府委員 中小企業経営革新支援法の企画立案に当たってはパブリックコメントが行われた。このことは、いわゆる国民の行政や政治に参加する、または直接国民の声が立法過程に届く、企画立案過程、行政のそつしたポイントに届くという意味では評価をするのですが、実際にこの法案にはどういうふうに反映されたのか、お尋ねを

結果、数にいたしまして五十七件の意見が寄せられてしましました。その内容について大別をさせますと、一つは、業界ぐるみの近代化政策から個別の中小企業の自助努力による経営革新支援という基本的な方向性について、賛同する内容のものがかなり多く寄せられました。また、技術や人材のソフトな経営資源に対する支援が重要であるという御意見や、零細性の高い業種については引き続き組合による取り組みも支援すべきといった意見も寄せられておりました。

これらの意見を十分踏まえながら、本法案におきましては、組合による経営革新に対する取り組みも支援対象とともに、ソフトな経営資源に対する支援措置も充実させる、そういう結果になつております。

○西川(太)委員 特に、新事業創出というのではなくて、従前の事業の展開の中から生まれる場合が多いわけですから、いわゆる既存産業を大事にしながら、新産業との発展、連携、そういうものをぜひ確保するように努力してほしいということを申し上げておきたいと思います。

中小企業総合事業団法について一点だけ、これは意見を申し上げておきたいと思います。質問ではありません。意見を申し上げておきたいと思いま

ますが、とかく、こういう合併のときには、單に箱を積み重ねるだけで事を終わらせようとする傾向があります。今度のことでも、理事の数を若干減らしたとかどうという説明がありましたけれども、ほとんど職員数は減っていない。ほかの分野でもそうです。ここだけじゃない、この委員会にかかる問題だけじゃなくて。

そうすると、行政改革といいながら実際にはそれは残しておく理由は何かというと、新たな仕事の活用をさせていただいたわけでございます。具体的には、中小企業近代化審議会におきまして中間答申の内容が得られた段階で、通産省のホームページ、いわゆるインターネットを通じましてパブリックコメントを求めましたし、また、通産省の公報にも公開をしたわけでございます。

これに対しまして意見の募集を積極的に行つた

強力な力を發揮して大いに目的を達成していただ

きたいというふうに私は思います。

最後の質問でありますけれども、実は、中小企

業を取り巻くところの経営環境が厳しいことは、お互いさまよく承知をしています。そして、いろ

ども、まあいいでしょ、着々と言いたいけれども、まさに承認をしていて、着々と言つても、要

するに改革に臨んでいます。

しかし、忘れてならないことがあります。それ

は、中小企業がなぜ日本でこういう形で、九九・

七%も業界の数としては定着し、そして働く人も

七七%もいるという実態。このことにメスを入れ

ずして、ただ中小企業という存在があるからそれ

でいいんだというわけに私はいかないと思う。だ

から、株の上場の仕組みにしても、それから持ち

株会社の問題にしても、また技術の革新にす

も、二〇〇〇年問題にしても、どれ一つとつて

も中小企業が自力では今の段階でなかなか解決で

きない問題があります。これに手をかしてこそ中

小企業政策だ、こう思ふわけあります。

そういう意味では、最後に通産大臣に、中小企

業は大事だ、経済のかなめであるという共通の認

識の上で、ではこれからどういうふうに中小企

業のはつきり言えれば面倒を見ていくのか、中小企

業政策をどうしていくのか、この決意を伺つて、質

問を終わりたいと思います。

○与謝野国務大臣 全体としては日本の経済は市

場原理で動こうという方向に動いておりますし、

また、自己責任原則も、一つの原則として企業經

営で動こうといふことは当然の方向

であろうと思っております。

しかしく考えてみますれば、そうだとして

も、中小企業は経営規模が小さいゆえに、みずか

らではなし得ないことがいろいろあるわけでござ

ります。その部分については、やはり国の施策と

してそれをバックアップするというのは私は大事

なことだろうと思いますし、そういう観面的な

バックアップによって中小企業が、技術的にもあ

るいは活力の面でも、今後とも日本の経済を支えていく一番大きな柱となる。そのことを期待して

中小企業政策をやつているというのが、私どもの気持ちでございます。

○西川(太)委員 終わります。

○古賀委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○古賀委員長 これより討論に入ります。

両案中、中小企業総合事業団法案に対し、討論の申し出がありますので、これを許します。吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、中小企業総合事業団法案に対する反対討論を行います。

戦後最大の不況に加え、外國織維製品の輸入急増、大企業の海外製品の逆輸入などによつて、中小織維事業者や全国各地の織維产地は壊滅的打撃を受けています。

戦後最大の不況に加え、外國織維製品の輸入急増、大企業の海外製品の逆輸入などによつて、中小織維事業者や全国各地の織維产地は壊滅的打撃を受けています。

織維産業構造改善臨時措置法は、たとえ限定期間でありますと、まだ中小織維事業者にとつて活用できる対策を定めたものであり、これを廃止して中小企業向け一般施策に解消することは、深刻な中小織維事業者への対策を弱めることとなり、認められるものではありません。

中小企業信用保険公庫及び中小企業事業団の統合は、政府の特殊法人の整理合理化方針を受けた

数合わせであり、統合すべき政策的、合理的的理由はありません。中小企業信用保険公庫は、厳しい不況下で信用力の乏しい中小企業に対する信用補完制度として重要な役割を果たしており、統合ではなく、むしろ独立した機関として存続させ、地域の信用保証協会と協力した業務を拡大充実させることこそ必要であります。

以上で私の討論を終わります。

○古賀委員長 これにて討論は終局いたしました。

○古賀委員長 これより採決に入ります。

まず、中小企業経営革新支援法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○古賀委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○古賀委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、伊藤達也君外五名から、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。松本龍君。○松本(龍)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本案を朗読いたします。

中小企業経営革新支援法案に対する附帯

決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 経営革新支援に係る法の運用に当たつては、「新たな事業活動」や「相当程度の経営の向上」の基準について、幅広い中小企業が経営革新計画に基づく支援措置を受けられるよう配慮すること。

二 経営革新計画における記載事項については、特に「経営の向上の程度を示す指標」について、中小企業者にとって分かりやすいものとするよう努めること。

三 本法の運用に当たつては、計画申請の様式や方法を簡便化するなど、利用者の利便性に配慮したものとすること。

また、中小企業者等がこれらの各種支援策を十分活用できるよう、その周知徹底を図ることとともに、必要に応じて施策の充実に努めることが。

四 経営基盤強化計画の特定業種の指定について

ては、経済的環境の著しい変化が見られ業種別に異なる対応を行るべき事態が生じた場合には、迅速な対応を図るとともに計画承認等手続きについても機動的に対応すること。

がみ、今後とも信用保険制度の充実に努めることとし、特に、中小企業の資金繰り難の解消に大きな効果をあげている金融安定化特別保証制度については、保証状況の推移を注視しつつ機動的かつ適切に対応すること。

以上であります。

内容につきましては、審査の経過及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、詳

細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。(拍手)

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたしました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○古賀委員長 次に、中小企業総合事業団法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○古賀委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたしました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○古賀委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大口委員 ただいま議題となりました附帯決議

案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

中小企業総合事業団法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 新事業団の設立にあたつては、統合によるメリットを十分發揮できるよう、業務の整理

合理化を着実に推進するとともに、機動的、効率的な事業運営が確保されるよう配慮すること。

以上であります。

内容につきましては、審査の経過及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、詳

細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたしました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○古賀委員長 次に、新事業団の設立後、三年を経過した時期

に、運営状況を勘案し、事業団の業務について検討を加え、その結果に基づいて措置を講ずること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたしました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○古賀委員長 次に、新事業団の設立後、三年を経過した時期

に、運営状況を勘案し、事業団の業務について検討を加え、その結果に基づいて措置を講ずること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたしました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○古賀委員長 次に、新事業団の設立後、三年を経過した時期

に、運営状況を勘案し、事業団の業務について検討を加え、その結果に基づいて措置を講ずること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

以上です。

○古賀委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

報告書は附録に掲載

されより両案について順次趣旨の説明を聴取いたします。

○古賀委員長 次に、内閣提出、不正競争防止法の一部を改正する法律案並びに訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより両案について順次趣旨の説明を聴取いたします。

化等にかんがみ、営業上用いらる影像又は音の視聽又は記録等に係る技術的制限手段により制限されるる視聽又は記録等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする装置、プログラム等の譲渡等の行為の停止及び予防を請求することができるとして不正競争の防止を図ることがある。これが、この法律案を提出する理由である。

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一
部を改正する法律案

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律

(訪問販売等に関する法律の一部改正)
第一条 訪問販売等に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 連鎖販売取引(第十一条一
第十七条)」を「第二章 連鎖販売取引(第十一
条一第十七条)」に改め

第三章の二 特定継続的役務

提供(第十七条の二一第十七条の十一)」に改め

第一項「並びに連鎖販売取引」を「連鎖販売取引並びに特定継続的役務提供に係る取引」に改める。

第二条第一項から第三項までの規定中「及び第十八条の二」を「並びに第十八条の二及び第十九条の三」に改める。

第十一条第四項中「この条」の下に「及び第十七条の十一」を加える。
第三章の二 特定継続的役務提供

(定義)
第十七条の二 この章並びに第十八条の二、第十九条の三及び第二十一条において「特定継続的役務提供」とは、次に掲げるものをいう。

一 役務提供事業者が、特定継続的役務をそ
れぞれの特定継続的役務ごとに政令で定め
る期間を超える間にわたり提供すること

を約し、相手方がこれに応じて政令で定め
る金額を超える金額を支払うことと約する
契約(以下この章において「特定継続的役
務提供契約」という。)を締結して行う特定
継続的役務の提供

二 販売業者が、特定継続的役務の提供(前
号の政令で定める期間を超える期間にわた
り提供するものに限る。)を受ける権利を前
号の政令で定める金額を超える金額を受け
取つて販売する契約(以下この章において
「特定権利販売契約」という。)を締結して
行う特定継続的役務の提供を受ける権利の
販売

2 この章及び第二十一条において「特定継
続的役務」とは、国民の日常生活に係る取引に
おいて有償で継続的に提供される役務であつ
て、次の各号のいずれにも該当するものとし
て、政令で定めるものをいう。

一 役務の提供を受ける者の身体の美化又は
知識若しくは技能の向上その他その者の
心身又は身上に関する目的を実現させるこ
とをもつて誘引が行われるもの
二 役務の性質上、前号に規定する目的が実
現するかどうかが確実でないもの
(特定継続的役務提供における書面の交付)

第十七条の三 役務提供事業者又は販売業者

は、特定継続的役務の提供を受けようとする
者又は特定継続的役務の提供を受ける権利を
購入しようとする者と特定継続的役務提供契
約又は特定権利販売契約(以下この章におい
て「特定継続的役務提供等契約」という。)
を締結しようとするときは、当該特定継続的
役務提供等契約を締結するまでに、通商産業
省令で定めるところにより、当該特定継続的
役務提供等契約の概要について記載した書面
をその者に交付しなければならない。

二 権利の販売価格その他の当該特定継続的
役務の提供を受ける権利の購入者が支払わ
なければならない金額の額
3 販売業者は、特定権利販売契約を締結した
ときは、遅滞なく、通商産業省令で定めると
ころにより、次の事項について当該特定権利
販売契約の内容を明らかにする書面を当該特
定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に
交付しなければならない。

一 権利の内容であつて通商産業省令で定め
る事項及び当該権利の行使による役務の提
供に際し当該特定継続的役務の提供を受け
る権利の購入者が購入する必要のある商品
がある場合にはその商品名

二 権利の行使により受けられる権利の購入者が支払わ
なければならない。

当該特定継続的役務提供契約の内容を明らか
にする書面を当該特定継続的役務の提供を受
ける者に交付しなければならない。

一 役務の内容であつて通商産業省令で定め
る事項及び当該権利の行使による役務の提
供に際し当該特定継続的役務の提供を受け
る権利の購入者が購入する必要のある商品
がある場合にはその商品名

二 権利の行使により受けられる権利の購入者が支払わ
なければならない。

3 前号に掲げるもののほか、通商産業省
令で定める事項

(誇大広告の禁止)

第十七条の四 役務提供事業者又は販売業者
は、特定継続的役務提供をする場合の特定継
続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提
供を受ける権利の販売条件について広告をす
るとときは、当該特定継続的役務の内容又は効
果その他の通商産業省令で定める事項につい
て、著しく事実に相違する表示をし、又は実
際のものよりも著しく優良であり、若しくは
有利であると人を誤認させるような表示をし
てはならない。

利販売契約の解除に関する事項(同条第二
項から第七項までの規定に関する事項を含
む)。

六 第十七条の十第三項の規定による特定權
利販売契約の解除に関する事項(同条第四
項から第六項までの規定に関する事項を含
む)。

七 前各号に掲げるもののほか、通商産業省
令で定める事項

第十七条の五 役務提供事業者又は販売業者
は、特定継続的役務提供等契約の締結につい
て勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提
供等契約の解除を妨げるため、当該特定継
続的役務提供等契約に関する事項であつて、顧
客又は特定継続的役務の提供を受ける者若し
くは特定継続的役務の提供を受ける権利の購
入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な
ものにつき、不実のことを告げる行為をして
はならない。

2 役務提供事業者又は販売業者は、特定継
続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継
続的役務提供等契約の解除を妨げるため、人を
威迫して困惑させてはならない。

(書類の備付け及び閲覧等)

第十七条の六 役務提供事業者又は販売業者
は、特定継続的役務提供に係る前払取引(特
定継続的役務提供に先立つてその相手方から

政令で定める金額を超える金額を受領する特定継続的役務提供に係る取引をいう。次項において同じ。」を行うときは、通商産業省令で定めるところにより、その業務及び財産の状況を記載した書類を、特定継続的役務提供等契約に関する業務を行う事務所に備え置かなければならない。

2 特定継続的役務提供に係る前払取引の相手方は、前項に規定する書類の閲覧を求め、又は前項の役務提供事業者若しくは販売業者の定める費用を支払つてその原本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(指示)

第十七条の七 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第十七条の三から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は役務提供事業者若しくは販売業者が同条の規定による指示に従わないとときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、一年以内の期間を限り、特定継続的役務提供に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(特定継続的役務提供等契約の解除等)

第十七条の八 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者若しくは関連商品販売契約の解約を行つた者は、当該解約に伴う損害賠償若しくは違約金の支払を請求することができない。

5 第一項の規定による特定権利販売契約の解除又は第二項の規定による関連商品販売契約の解除があつた場合において、その特定権利販売契約又は関連商品販売契約に係る権利の移転又は関連商品の引渡しが既にされてゐるときは、その返還又は引取りに要する費用は、販売業者又は関連商品の販売を行つた者の負担とする。

6 役務提供事業者又は販売業者は、第一項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除があつた場合には、既に当該特定継続的役務提供等契約に基づき特定継続的役務提供が行われたときにおいても、特定継続的役務提供受領者等に対し、当該特定継続的役務提供等契約に係る特定継続的役務の対価その他の金銭の支払を請求することができない。

7 役務提供事業者は、第一項の規定による特定継続的役務提供契約があつた場合において、当該特定継続的役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

三 前二号に掲げるもののほか、特定継続的役務提供に関する行為であつて、特定継続的

的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益を害するおそれがあるものとして通商産業省令で定めるもの

(業務の停止等)

第十七条の八 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第十七条の三から第十七条の六までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において特定継続的役務提

供による取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は役務提供事業者若しくは販売業者が同条の規定による指示に従わないとときは、その効力を生ずる。

2 役務提供事業者は、前項の規定により特定継続的役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、当該特定継続的役務の提供を受ける者に対し請求することができない。

3 第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過した後においては、将来に向かつて

第十七条の九 役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供等契約を締結した場合におけるその特定継続的役務提供受領者等は、第十七条の三第二項又は第三項の書面を受領した日から起算して八日を経過したときを除き、書面によりその特定継続的役務提供等契約の解除を行うことができる。

2 前項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除があつた場合において、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務の全部又は一部の履行を拒否し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始後である場合、次

4 販売業者は、前項の規定により特定権利販

務提供受領者等に不利なものは、無効とする。

第十七条の十 役務提供事業者が特定継続的役務提供契約を締結した場合におけるその特定継続的役務の提供を受ける者は、第十七条の三第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過した後においては、将来に向かつてその特定継続的役務提供契約の解除を行うこ

を加える。

三

第一十一「条中「一年」を「二年」に、「百万円」を「三百万円」に、「処する」を「処し」、又はこれを併科する」に改め、同条第一号中「又は第十二条」を「第十二条又は第十七条の五」に改め、同条第二号中「又は第十六条第一項」を「第十六条第一項又は第十七条の八第一項」に改める。

第二十一条の二中「五十万円」を「一百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める。

第一 第二十二条第一号 三億円以下の罰金刑
二 第二十二条第一号又は第二十二条の二から
ら第二十三条の一まで 各本条の罰金刑
(割賦販売法の一部改正)
第二条 割賦販売法 昭和三十六年法律第二百五十九号の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「商品の流通」を「商品等の流通及び役務の提供」に改める。

第十三条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「又は第九条の七」を「第十九条の七又は第十七条の三」に改め、同条第二号中「又は第十五条」を「第十五条又は第十七条の四」に改め、同条第三号中「第八条の七条の七」に改め、同条第三号中「第六号」を同条第八号とし、同条第五号の次に次二」の下に「又は第十七条の四」を加え、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号の次に次の二号を加える。

六 第十七条の六第一項の規定に違反して、
同項に定める書類を備え置かず、又はこれ
に不正の記載をした者

本若しくは抄本の交付を指した者
第二十三条の二を次のように改める。
第二十三条の二 次の各号の一に該当する者

は、三十万円以下の罰金に処する。

一一 第二十条の第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項

の規定による検査を組み 姉妹 若しくは 忌避した者

「業務」とは、次項、第三十五条の三の二及び第三十五条の三の三を除き、国民の日常生活に係る取引において有償で提供される役務であつて政令で定めるものを「」を加え、同条第五項中「以下」の下に「この項、第三十五条の三の二及び第三十五条の三の三において」を加える。

第三条第一項中「商品を販売するもの」を「商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供するもの」に、「指定商品を販売するとき」を「指定商品若しくは指定権利を販売するとき」又は「指定役務を提供するとき」に改め、「とき又は指定役務を提供するとき」に改め、「当該指定商品」の下に「当該指定権利又は当該指定役務」を加え、同項第一号中「現金販売価格」を「商品若しくは権利の現金販売価格」に改め、「商品の引渡し」の下に「若しくは権利の移転」を、「以下同じ。」の下に「又は役務の現金提供価格(役務を提供する契約の締結と同時にその対価の全額を受領する場合の価格)」に改め、「割賦販売の方法により」の下に「商品若しくは権利を」を、「以下同じ。」の下に「又は役務の割賦提供価格(割賦販売の方法により役務を提供する場合の価格をいう。以下同じ。)」を加え、同項第三号中「代金」を「商品若しくは権利の代金又は役務の対価」に改め、同条第二項中「商品を販売するもの」を「商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供するもの」に、「指定商品を販売するため」を「指定商品若しくは権利の代金又は役務の対価」に改め、同条第三項中「指定商品を販売するため」を「商品若しくは権利の販売条件又は役務の提供条件」に改め、同項第一号中「代金」を「商品若しくは権利の代金又は役務の対価」に改め、同条第三項中「指定商品を販売するため」を「指定商品若しくは指定権利を販売するため」又は「指定役務を提供するため」に、「販売条件」を「商品若しくは権利の販売条件又は役務

「において割賦販売」とあるのは「において割賦購入あつせんに係る販売又は提供」と、「割賦販売の方法により」とあるのは「割賦購入あつせんに係る販売の方法により」と、「割賦販売業者」とあるのは「割賦購入あつせん関係販売業者」と、「割賦販売業者」とあるのは「割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者は」と、「割賦購入あつせんに係る販売又は提供」と、「割賦購入あつせん関係役務提供事業者」とあるのは「割賦購入あつせん関係役務提供事業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者」、同項第一号中「第一条第一項第一号に規定する割賦販売」とあるのは「第二条第三項第一号二条第一項第二号に規定する割賦販売」とあるのは「第二条第三項第一号に規定する割賦購入あつせんに係る販売又は提供」と、「第四条第一項」とあるのは「第三十条の二第四項」と、「第二条第一項第二号に規定する割賦販売」とあるのは「第二条第三項第一号に規定する割賦購入あつせんに係る販売又は提供」と、「第三十条の二第五項」と、「割賦販売業者」とあるのは「割賦購入あつせん関係役務提供事業者」と、同項第二号中「第一条第一項第一号に規定する割賦販売」とあるのは「第二条第三項第一号に規定する割賦購入あつせん関係役務提供事業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者」と、「割賦購入あつせんに係る販売若しくは提供の方法による販売若しくは提供の場合における当該契約に係る第三十条の二第五項第二号の支払分」と、同項第三号中「割賦販売業者」とあるのは「割賦購入あつせんに係る販売若しくは提供の方法による販売若しくは提供の場合における当該契約に係る第三十条の二第五項第二号の支払分」と、同項第三号中「割賦販売業者」とあるのは「割賦購入あつせん関係販売業者」と、同条第四項中「割賦販売業者」とあるのは「割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん

関係役務提供事業者」と、「割賦販売の方法により」とあるのは「割賦購入あつせんに係る販売又は提供の方法により」と、同条第五項中「割賦販売業者」とあるのは「割賦購入あつせん関係役務提供事業者」と、「割賦販売の方法により」とあるのは「割賦購入あつせんに係る提供の方法により」と、同条第六項中「割賦販売の方法により」とあるのは「割賦購入あつせんに係る販売又は提供の方法により」と、「割賦販売業者」とあるのは「割賦購入あつせんに係る販売」と、第五条第一項中「割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者」と、同条第八項中「割賦販売」とあるのは「割賦購入あつせんに係る販売」と、第五条第一項中「割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約について賦払金(第二条第一項第二号に規定する割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約について賦払金(第二条第一項第二号に規定する割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約について賦払金(第二条第一項第二号に規定する割賦販売の方法により購入又は受領の方法により購入又は受領された指定商品若しくは指定権利の代金又は受領される指定役務の対価に相当する額の受領に係る契約について弁済金」と、「賦払金」とあるのは「支払分又は弁済金」と、「ない賦払金」とあるのは「いない支払分若しくは弁済金」と、同条

第三項中「割賦販売」とあるのは「割賦購入あつせんに係る販売」と読み替えるものとする。
第三十三条第一項中「又は同条第二項において準用する第十五条第三項」を削る。
第三十三条の二第一項第一号中「販売業者」の下に「又は役務提供事業者」を加え、同条第二項中「から第四項まで」を「及び第二項」に改める。
第三十三条の三第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「及び」を「並びに」に改める。
第三十四条第一項中「販売業者」の下に「又は役務提供事業者」を加える。
第三十五条の見出し中「販売業者」を「販売業者等」に改め、同条第一項中「販売業者」の下に「又は役務提供事業者」を加える。
第三十五条の三中「販売業者」の下に「又は第三十五条の三の二」と「」を削り、「第十九条第三項及び第四項」を「第十九条第二項及び第三項」に改める。
第四十五条第一項中「又は第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第二項において準用する第十五条第三項」を削る。
第四十六条の二の次に次の二条を加える。
(経過措置)
第四十六条の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。
第四十七条中「通商産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。
一 指定商品に係る事項については、通商産

- 業大臣及び当該商品の流通を所掌する事項については、通商産業大臣及び当該権利に係る事項については、通商産業大臣及び当該権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所管する大臣
- 三 指定役務に係る事項については、通商産業大臣及び当該役務の提供を行なう事業を所管する大臣
- 四 第三十七条第二項の規定による割賦販売審議会への諮問に関する事項については、通商産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行なう事業を所管する大臣
- 第五十二条第三号中「第三項」を「第二項」に改める。
- 第五十五条中「三万円」を「五万円」に改める。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(割賦販売法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第二条の規定による改正後の割賦販売法第二十九条の四第一項及び第三項の規定は、この法律の施行前に購入者が割賦販売法第二条第二項第一号又は第二号に規定するローン提携販売の方法により購入した指定商品に係る分割返済金又は弁済金については、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるものほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(大規模小売店舗立地法の一部改正)

第五条 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則中第十条を削り、第十一条を第十条とする。

(通商産業省設置法の一部改正)

第六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第一百七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表消費経済審議会の項中「及び連鎖販売取引」を「、連鎖販売取引及び特定継続的役務提供」に改める。

理 由

特定継続的役務取引等の現状にかんがみ、訪問販売等に関する法律において取引の公正及び購入者等の利益の保護を更に図るために、特定継続的役務取引に関し書面の交付義務等の規制及び契約の解除等の制度を設け、並びに罰金の引上げ等の措置を講ずるとともに、割賦販売法において役務の提供を対象とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第九号

商工委員会議録第五号

平成十一年二月十日

平成十一年三月三十日印刷

平成十一年三月三十一發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局